

第九十六回国会 文 教 委 員 会 議 録 第 十 八 号

昭和五十七年八月四日(水曜日)
午前十時三十二分開議

出席委員

委員長 青木 正久君
理事 石橋 一弥君
理事 西岡 武夫君
理事 佐藤 謙君
理事 磯谷 清君
理事 赤城 宗徳君
理事 浦野 悠典君
理事 嶋田利太郎君
理事 久保田門次君
理事 谷川 和穂君
理事 長谷川 峻君
理事 木島喜兵衛君
理事 中西 續介君
理事 有島 重武君
理事 山原健二君

理事 中村喜四郎君
理事 三塚 博君
理事 長谷川正三君
理事 三浦 隆君
理事 白井日出男君
理事 北川 石松君
理事 高村 正彦君
理事 野上 徹君
理事 船田 元君
理事 嶋崎 護君
理事 湯山 勇君
理事 栗田 翠君
理事 河野 洋平君

補欠選任
坂本三十次君
渡辺 栄一君
山口 鶴男君
北川 石松君
嶋田利太郎君
木島喜兵衛君

補欠選任
渡辺 栄一君
坂本三十次君
山口 鶴男君

出席政府委員

文部大臣 小川 平二君
文部政務次官 玉生 孝久君
文部大臣官房長 高石 邦男君
文部省初等中等教育局長 鈴木 勲君
文部省大学局長 宮地 貫一君
文部省学術国際局長 大崎 仁君

委員外の出席者
議員 狩野 明男君
議員 石橋 一弥君
衆議院法制局第二部長 松下 正美君
文教委員会調査室長 中嶋 米夫君

委員の異動

第一類第六号 文教委員会議録第十八号 昭和五十七年八月四日

委員の異動
委員 狩野 明男君
委員 石橋 一弥君
委員 松下 正美君
委員 中嶋 米夫君

委員の異動

委員の異動
委員 狩野 明男君
委員 石橋 一弥君
委員 松下 正美君
委員 中嶋 米夫君

委員の異動
委員 狩野 明男君
委員 石橋 一弥君
委員 松下 正美君
委員 中嶋 米夫君

本日、本日の会議に付した案件
国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法案(石橋一弥君外四名提出、衆議院第一四号)
文教行政の基本施策に関する件(教科書検定問題)
派遣委員からの報告聴取

○青木委員長 これより会議を開きます。
石橋一弥君外四名提出、国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法案を議題といたします。
本案審査のため、去る七月二十七日、二十八日の二日間、京都府に委員を派遣いたしました。
この際、派遣委員から報告を求めたいと存じますが、私が便宜この席から御報告申し上げます。
派遣委員は私青木正久のほか、石橋一弥君、白井日出男君、狩野明男君、船田元君、佐藤謙君、長谷川正三君、磯谷清君、三浦隆君、山原健二君、河野洋平君であります。
われわれは七月二十七日夕刻東京を出発し、二十八日、京都大学の京大大会館におきまして、同大学における外国人教師、研究者等の受け入れの実績及び外国人教員を受け入れる大学の立場から、

本案についての意見を聴取いたしました。
以下、その概要を御報告申し上げます。
京都大学側からの出席者は、沢田総長を始め全学部長、附置研究所長など関係者各位であります。
まず、沢田総長より、同大学の沿革及び現状などについて総括的な説明がありました。
その概要は、京都大学においては、教育、学術の国際交流について特に努力をしており、欧米、アジア諸国からの研究者の受け入れ状況は、昭和五十二年度百九十九人、五十三年度百二十一人、五十四年度百五十四人、五十五年度百八十二人、五十六年度百九十四人と毎年増加の傾向にある。
国際交流についても、文部省及び日本学術振興会などの教員、研究者の交流制度によるものほか、独自に京都大学に国際交流委員会を設け海外の大学、研究機関との学術協定による交流を行い成果を得ている。
外国人研究者の宿泊施設としては、現在十五室の近衛ホールがあるが、本年度は新たに百三十三室の規模を有する国際交流会館の開設が予定されている。
なお、法学部においては、昭和五十七年度から、外国の学校を出た日本人子女の入学について別途受け入れの措置を講ずることとしているとのことである。

次に、この外国人教員任用特別措置法案に対する意見として、沢田総長は、本来、大学とは学問の普遍性の点から見て国際化は必須なものであり、国際交流は不可欠である。この国際化の時代にあつて国立公立大学に外国人を正規な教員として任用することができるとする本案は時宜に適合したものであると云えるであろう。また、外国人教員の任期制及び学部長等の管理職への任用の制約などについては、任期の点は大学管理機関にゆだねられている面があり弾力的に取り扱われていること

とでもあり、また管理職の問題についても現時点においてはこの程度の制約はやむを得ないものと考えられる。大学側としては、大学に関係の深いこの法案について意見を述べる機会を得たことは意義のあるところと受けとめているとの意見が述べられました。
続いて、派遣委員と京都大学側出席者との間において、同大学の外国人教師、研究者の専門分野、任用期間等の状況並びにこの特別措置法案に対する大学側の意見などについて懇談の形で長時間にわたり熱心な意見の聴取が行われました。
その主な点を上げますと、第一は、京都大学における外国人研究者受け入れの状況であります。これを昭和五十六年度で見ますと、国別の受け入れ状況は、アメリカ五十四名、中国三十六名、フランス十五名、西ドイツ十三名、タイ十一名、その他六十五名の計百九十四名であり、部局別の受け入れ状況は、工学部五十九名、医学部二十名、農学部十八名、理学部十六名、文学部二十名、教養部十五名、東南アジア研究センター十四名、人文科学研究所八名、その他三十四名であります。これら外国人研究者の滞在期間は、二週間以上三カ月未満が八十七名、三カ月以上六カ月未満が三十七名、六カ月以上一年未満が二十四名、一年以上が四十六名となっているとのことあります。

第二は、外国人教員の任期についてであります。外国人教員にのみ任期を設けることは、日本人教員との差別及び採用に当たって問題が生じないかという点については、一般に外国人教員には契約志向の考え方が強いこともあり、本案の規定は任期については大学管理機関の定めるところによると弾力的になつており、また、再任等も可能であると云えるので、本案成立後の運用により解決が図られるのではないかとのことでありました。

とでもあり、また管理職の問題についても現時点においてはこの程度の制約はやむを得ないものと考えられる。大学側としては、大学に関係の深いこの法案について意見を述べる機会を得たことは意義のあるところと受けとめているとの意見が述べられました。
続いて、派遣委員と京都大学側出席者との間において、同大学の外国人教師、研究者の専門分野、任用期間等の状況並びにこの特別措置法案に対する大学側の意見などについて懇談の形で長時間にわたり熱心な意見の聴取が行われました。
その主な点を上げますと、第一は、京都大学における外国人研究者受け入れの状況であります。これを昭和五十六年度で見ますと、国別の受け入れ状況は、アメリカ五十四名、中国三十六名、フランス十五名、西ドイツ十三名、タイ十一名、その他六十五名の計百九十四名であり、部局別の受け入れ状況は、工学部五十九名、医学部二十名、農学部十八名、理学部十六名、文学部二十名、教養部十五名、東南アジア研究センター十四名、人文科学研究所八名、その他三十四名であります。これら外国人研究者の滞在期間は、二週間以上三カ月未満が八十七名、三カ月以上六カ月未満が三十七名、六カ月以上一年未満が二十四名、一年以上が四十六名となっているとのことあります。

第二は、外国人教員の任期についてであります。外国人教員にのみ任期を設けることは、日本人教員との差別及び採用に当たって問題が生じないかという点については、一般に外国人教員には契約志向の考え方が強いこともあり、本案の規定は任期については大学管理機関の定めるところによると弾力的になつており、また、再任等も可能であると云えるので、本案成立後の運用により解決が図られるのではないかとのことでありました。

第三は、外国人教員の学部長等管理職への任用についての制約であります。この点については、一般的に言えば、外国人教員は、その来日の目的が研究、教育が主であり本来的に管理者を志向しないものと考えられ、また日本語の会話能力等の面から見て学長、学部長といった職についての制約はやむを得ないと考えられる。しかし、特定の学問分野における研究施設の長等については外国人教員、研究者を任用した方が研究、教育の成果が得られることも考えられるので、今後の運用に当たって弾力的な配慮が必要であらうとの意見もありました。

第四は、本案成立後、大学側において外国人教員を正規に任用する意向があるかどうかについてであります。この点については、法案が審査中であり、教授会等の討議を行ったものではなく、確定したものではありませんが、各学部とも、定員などの事情が許せば受け入れる意向はあるとのことであり、学部によっては、すでに候補者のめどもあるとのことでした。

また、法学部においては、昭和五十七年度から外国の学校出身の日本人子女を別途選考入学させていることもあり、本案が成立すればすぐにでもすぐれた外国人教員を招聘したいとのことでもありました。

なお、外国人教員の任用に当たって、できれば定員増、講座、研究部門の増設等の要望がなされたところでもあります。

第五は、現行の外国人教師制度であります。この制度については、契約に当たっての予算上の制約、契約の期間が短い等の不利な面はあるものの、他方、給与等処遇の面が正規の教員に比較し有利であること、外国人教師、講師、研究員の定員は定員法の枠外となっていることなどメリットもあり、現行の外国人教師、客員教授、特別招聘教授などの制度は併存し、充実されたいとのことでありました。

これらのほか、外国人教員の任用といわゆる公務員の法理の問題、外国人教員の任用に当たって

の服務宣誓についての検討等について意見を聴取いたしました。

なおまた、この法案は、外国人教員の任用の道を開くものではあるが、これは単に外国人教員をふやすというだけでなく、第一義的には日本人を含め、優秀な人材の選考範囲と視野が広がるという面でもとらえるべきである。また、任期制については必要に応じ設けると弾力的にした方がよいとの意見が述べられました。

以上が、京都大学における意見聴取の概要であります。

最後に、今回の調査に当たり、御協力をいただきました京都大学を初め関係者の方々に深く感謝の意を表し、御報告といたす次第であります。

○青木委員長 次に、本案に対し質疑の申し出がありましたので、順次これを許します。湯山勇君。○湯山委員 本法案の質疑に入る前に文部大臣に一言御質問申し上げたいと思います。

昨日、夕方といいますが夜といいますが、韓国政府から公式に日本に対して教科書検定問題について抗議があったということが報道されております。

従来からの経緯もありまして、本日この問題を取り上げてお聞きしようかということも検討いたしました。今朝来にかけまして文部省自身がこの対応に非常に忙殺されておまして、質問に対して対応できかねる状態にあるという状態でございまして、本件に關しての質問は金曜日にくくりさせていただきますと思います。

ただ、ここで一言申し上げたい点は、中国の抗議といひ、今回の抗議といひ、それらは一応、特に今度の抗議は文部省側の説明の後で行われているということ、また、中国からも文部省の説明の後で、それでは了承できないという意思表示がある。文部大臣の訪中に對してこれを受け入れはできないというような通告もあったということ等々、事態は私はいわゆる重大である、このように把握をいたしております。ただ、個々の質問につ

いては明後日に譲ることにいたしまして、この際、特に大臣に申し上げたい点は、教科書検定の問題につきましては法律に示しているところ、これは文部大臣が著作権を持つている教科書であるいは文部大臣が検定した教科書以外に使ってはならないという規定になっております。したがって、検定の過程はいかにあるうとも、あるいは文部大臣が一冊も教科書を見ないということがあるいは事実だと思えますけれども、しかし、検定の結果については、これは名案とともに文部大臣に責任がある。しかも、このことに關しては法律は明らかに文部大臣と限定いたしておりますから、総理大臣といふことも検定の結果についてとか、総理大臣を助ける責任はございません。

そう考えてまいりますと、ただ単に事務的な対応ということではもはやどうにもならない段階ではないか。この状況を踏まえて文部大臣として、最終的な責任者としての決断をする時期が来ているのではないか。このことに關しては、あわててどうこうすることではなくて、本當にじっくり考えて、一体どうすることが正しいのかというところをしっかりと検討されて、そして大臣としての最終的な決断、その時期が来ているのではないかと私は感じております。大臣の御心境やあるいは今日の状態に對しての御心算はお察しするに余りあるものがありますけれども、これは何といつても文部大臣が全責任を持たなければならぬ問題でございまして、そういう点に關して決断の時期、決断をされるということに關してお考えがあれば、この際伺っておきたいと思ひます。

○小川國務大臣 今回のことは、文部省が行いました教科書の検定に端を発しておるわけでございしますが、最初に一言申し上げますけれども、これは文部省がみずからの権限と責任において行ったこととでございます。当然文部大臣が責任を負うべきものでございまして、これを民間に転嫁しようというふうな気持ちは全くないということをこの際はお耳に入れておく次第でございます。この教科書の問題につきましては、去る七月三

十日に鈴木初中局長から駐日韓国大使館の李公使に對しまして、韓国政府が日本の教科書について強い関心を持つておられるということ、並びに韓国の国内でさまざまな論議があるということに對して謙虚に耳を傾けまして、日韓の友好関係を深めていきたいという当方の立場について御理解を求めたところでございます。しかるところ、このたびこのような非常に厳しい申し入れに接したわけでございますが、申し入れの趣旨を十分に検討いたしまして、誠意をもつて対処いたしてまいりたいと思ひます。

中国からもさきに非常に厳しい申し入れを受けておるわけでございますが、わが国の立場、わが国の真意を正しく理解してもらいますために努力をすべき余地が大いに残っておりますという気持ちを抱いておりますので、今後も全力を挙げて、誠意をもつて理解を求める努力をしてまいりたい、このように考えておる次第でございます。

○湯山委員 御答弁は次にいただきますが、ただ誠意をもつて理解してもらい努力をされるということだけでは、もはやその段階は通り越している、教科書に關しての名案とともに最高の責任者としての決断というものがなければならぬと私は思ひますので、それらについては次の機会にお尋ねすることにいたします。

きょうはそういうことでございまして、議題の国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法案についてただいまから御質問申し上げます。前回、野上委員から非常に行き届いた、要所に触れた御質問がございましたので、別な角度から、同じような問題でございまして、けれども、御質問を申し上げます。その第一点は、なぜ一体これを石橋一弥君外四名の議員提案にされたかという問題でございまして、これにつきましてはすでに臨調の報告にも、昭和三十九年でしたか、指摘されておりますし、また、昭和四十六年の中教審の答申にもこのことが取り上げられております。なおその後、文部大臣の国会答弁の中においても、文部省としても前

向きにやっつけていきたい、というのは、国家意思の形成、公権力の行使へ参画する公務員となるためには日本国籍を必要とするという例の当然の法理、このことについて、法律をもってすればそれは可能だという見解も公式に示されておりました。このことについて当時の砂田文部大臣も、そういう御発言であればわれも勇気が出るとか、あるいは安心してやれるとかという意味で立法化を図る意思表示がございました。にもかかわらず今回議員提案になった、これは私も予想外のことでございました。

ただ、経験から申し上げますと、かつて、もう二十数年前ですけれども、著作権法で、海賊版がたぐさ出まして、この海賊版を何とかなくさなければならぬ、そのためには罰則強化をした、ただし、当時著作権は非常に大きな問題を抱えておりました。文部省として海賊版の罰則強化だけ取り上げて提案することはできない、文部省がやるとすれば、広範なものになるので、とありえずひとつこれは議員立法でやってもいいな、いかという要請がございました。ちょうど私は文教委員長をいたしておりました、それを受けて、それではというので各党にも諮って議員提案とした経験がございました。

そこで、今回の場合、一体文部省には外国人の任用について法案を提出する意思が全くなかったのかどうか、それからまた、そのことについて文部省と提案者の間に何らかのそういう意味の話し合いがなされたのかどうか、この二点について伺いたいと思います。

○宮地政府委員 この法案の提出に当たって、従来からの検討経過からすれば、どういふ趣旨で議員立法になったのかというお尋ねかと思えます。従来から国会でも何度か御議論がございました。特に内閣法制局長官からのお答弁があり、ただいま御指摘のように砂田文部大臣当時、政府としても積極的な対応でいきたいというふうなことをお答えをしましておる経緯は御指摘のとおりでございます。それらを受けて、文部省と

いたしましては、部内で種々検討をし、さらに内閣法制局とも、それらの点について、従来から何度かこの立法の問題につきまして問題点の整理等を行ってきたというところは経過としてあるわけでございます。

前回もお答えしたわけでございますけれども、問題は、その従来のいわゆる法理の問題と、その法理に對して立法措置を行うことによつてどういふ特別な措置がとり得るかというその点についての調整の問題と、それともう一つは、この点が大変大きいわけでございますが、公務員制度全体とこの特別立法との関係についてどう理解をするかという点につきまして、御指摘のように、大学の教育について、教育研究を進めていく上で、こういう外国人を正規に任用し得る道を開くということについては大変意義があるわけでございますが、国立大学の中にも具体的には附置研究所でございますか、あるいは独立の研究所もあるわけでございます。いずれにいたしましても、これらについて特別措置を講ずるということについては、私も文部省の内部として、いろいろ関係者の意見等を調整する機会がございまして、積極的な対応で臨みたいということはあるわけでございますが、研究所で申しますと、各省所管の研究所というふうなもの、たとえば農林水産省でございますとか通産省でございますとか、それぞれ各省所管の研究所も数多くございまして、それらの研究所全体を通じてこういう特別立法をするということになりますと、それらの各省所管の研究所についての必要性ということについて各省との対応が必要なのでございますが、それらについて各省との間で十分そこを調整して公務員制度全体の中で特別立法をしていくということについては、なお相当時日を要するということが一点あったわけでございます。

それともう一点は、多少立法技術的な問題になるわけでございますが、立法に際しまして、いわゆる当然の法理との関係で、法理に抵触しない範囲内での立法に限るか、あるいは、その点積極的

に従来の法理について立法措置をするということ、法理をいわず部分的に修正をすると思しますか、たとえばこういう外国人の教師を教授会のメンバーとして、教授会の議論に参加し議決に加わるといふようなことについて、いわゆる従来の法理からすればそこに問題点がないとはいえないわけでございますけれども、その点について積極的な対応をしますとすれば、従来の法理との関係で問題点を整理する必要があるわけであつたわけでございます。

しかしながら、提案理由にもございますように、大学の教育、研究について特に国際的にも開かれたものにするということについては、関係者からも大変強い要望がございまして、それらを私どもとして早期に処理をするすれば、やはり議員立法という形で早急な対応を図る方が今日必要ではないかというのを考えまして、提案者の自

民党文教部会の先生方ともその点については御相談をいたしまして、こういう取り運びにさせていたいただいたというのが経過でございます。○湯山委員 そうすると議員提案の場合は、各省との対応とか法理の限界と見てもおもしろいものを越える超えないということについては、そういうことは余り考えなくていいということであつたのか、提案者はそういうことについてはもう全然配慮しないで作業を進めたにまつたことなのか、この点、提案者から伺いたいと思います。

○狩野議員 お答えいたします。先生御承知のように、急激に進展する国際化時代において、わが国が国際社会の一員として、諸外国との交流の中でその協力と協調を進めながら国際社会に貢献しなくてはならない、そういう中で、学問、教育、文化等についての国際交流を活性化しなくてはならない。そういう観点の中で、この問題が非常に重要であるというように考えたわけでございます。特に大学における学問研究の国際化ということは、その必要性がきわめて大である、そのように考えておるわけでございます。しかしながら、先生から御指摘のように、国公

立大学における外国人教授の任用問題につきましては、従来より、当然の法理といたしまして、公権力の行使または国家意思形成に参画する公務員になるためには日本国籍を要するという、そういう解釈があつたためにこの道が閉ざされていたわけでございます。しかしながら文部省においても、ただいま説明がありましたように、この問題については、この問題解決のために特別立法などの措置をすべく諸官庁との調整をやつておたつたわけでございますが、今日までその成案を得るに至つてないわけでございます。

そこで、わが自由民主党といたしましては、大学の国際化を図るために、国立大学の教授等に外国人教授を任用する道を開くことはわが国にとつて急務な課題であるという認識のもとに、議員立法としてこの法案を提案した次第でございます。

○湯山委員 このことを申し上げるのは、率直に申し上げて、日本の対応ができていない、文部省の対応ができていないということなんです。国際的に見ても日本の対応はきわめておくれおくれ、そしてまた、こまごまと来ておくれおくれに依存しなければならぬという姿勢に大きな問題があります。このことは先般ユネスコの国内委員会でも指摘をいたしました。この問題だけじゃなくてほかにも多々あります。このことをひとつぜひ政府に申し上げておきたいというのが一つです。

第二は、従来とすれば政府提案よりも議員立法を重視する傾向があります。これは非常に残念なことですけれども、たとえば私学振興助成法、これはやはり議員立法でなされました。そのときには五年間で経常費の五〇%を負担するようにするという約束がなされておつた。しかし、文部省の手に移つて五年たつてもなお三〇%を行つたり戻つたりしているという状態です。したがって、本来これは政府提案であるべき性質のものであるにもかかわらずそういう経緯で議員立法というこ

とになったのであれば、この際私は、今後の文部省の対応に対して非常に不満を申し上げて、御注意が御要望か申し上げますとともに、議員立法だからといってこれが政府の手に移ったときに、決して軽視するようなことなく、むしろ積極的に対応すべきだということを考えていまの質問を申し上げます。これは大臣どうお考えでしょう。

○小川国務大臣 議員立法であるからと申しまして、これを軽視するようなつもりは毛頭ございません。

○湯山委員 それではそういう御精神で以下御答弁願いたいと思います。

次は、これも野上委員からも御指摘がありましたが、外国人は教授、助教授、講師に限って任用を認めるということになっております。学長、学部長については、いま京都へ派遣された御報告で委員長からもございましたが、前回の石橋提案者の御説明では、教授法での学長、学部長の例外的な扱いもある、それからまた、法理等に照らして限界かなと判断したという御答弁でございました。法理等に照らしたということになれば、これは明らかに国家意思の形成、公権力の行使ということとの関連でございましょう。

そこで、大学というのはおおよそ研究、教育に限定されておるのであって、特に公権力の行使、国家意思の形成に大学が強く参画しているということではない。むしろ他の行政府、特に日本の場合は政策の形成、執行等において行政府の権限というのはきわめて強い。たとえば大学局長は立法にも参画します。それから予算にも関係している。それから省令もつくったり、そういう大きな権限を持つておりますけれども、大学というのは、それらによって決められた法律なりあるいは行政府、文部省のいろいろな指示、指導、そういうものを受けてやっておるのであって、それは行政府の管理職と大学の管理職との間には大きな違いがあるということなんです。

しかも、これらの管理職の選考といいますが、それは確かに学長にしても学部長にしても大学の管理職でやります。しかし、任免権者は大学の場合同文部大臣なんです。したがって、教育、研究ということに限定して言えば、私立の大学も国公立もそんなに違っていない。教育は教育基本法、学校教育法、その他法令、法規に従って行われておるのであって、研究、教育においては、そんなに私学も国公立も違っていない。しかも学長あるいは学部長、教授に至るまで文部大臣が任免権者、こうなっておるわけですから、私学に認められて国公立に認められないということも納得がいかねます。

つまり他の省庁の管理職、行政府の管理職とはその政策、立案等に対する関与の仕方がうんと違っている。本来の仕事である教育、研究という点においては、私学とさほど差はないということになれば、これはむしろこういう限定をしないで、当然学長も学部長も任用の対象にすべきだ、こうわれわれは考えております。

現に、ああ管理機関が言ってくれば、無条件でそのまま認めるのだ、任免権者は任命するのだと言いかもしませんけれども、実際はそうじゃないです。たとえば学長なり学部長なり管理機関で決めて申請してきた場合に、直ちにそれを任命しないで、いろいろ調査の不備な点を指摘しておくらしたり、あるいはその間に人が差しかえられたり、そういう例がいくつもあると聞いておりますが、事実はいかがですか。

○宮地政府委員 管理職の任用にかかりまして従来の国立大学の学長、学部長を発売する際に、発売希望日等がおくれて発売した例が従来どうであったかということについてのお尋ねかと思えますが、昭和五十年以降に於いて学長、学部長の発売を延期した事例はございません。

ただ、四十九年度以前の過去におきましては、学長、学部長の発売に際しまして、発売希望日と発売日が一致しなかった事例は、学長について二件、学長事務取扱について一件、学部長について

十件というようなケースがございます。これらは選考過程に教育公務員特例法上の疑問点がございますので、大学との間に調整に期間を要したということでございます。

○湯山委員 その間に大学で再検討して人をかえて申請してきたという例もありますね。だから第一次の申請者とそれからその審議の期間中に第二次の申請者が出てきて、第一次の人は任用されなかったという例もあるでしょう。

○宮地政府委員 御指摘のように、発売の延期中に大学において再選考を行いまして、当初の発売予定者以外の者が選考されて、その上申に基づいて発売した事例が三件ございます。

○湯山委員 いまのように見ていきますと、とり方はいろいろありますけれども、ある意味で、延期するというのは拒否権に当たるともたれないことではない。そういう状態ですから、大学の管理職に関しても、これは基本法、学校教育法、その他教授法等々の制約のもとで行われておるわけでございますから、私は先ほど提案者がおっしゃった当然の法理、そのぎりぎりというのは他のところとは違うということを認めるべきではないか。

現に前回、この委員会における衆議院の法制局松下部長の御答弁でどうお答えになっておられます。大学の国家主権の維持に対する影響はきわめて強いということが一点御指摘がありました。それから、大学は本質的に国際的性格を持つ学術の研究、教授を目的とするものである。学長ということですから、法律によってこれらを任用するという特例、それをとることは別段差し支えはないという一般論の御開陳がありました。これは同じように、そのことはいい悪いの判断は別です。学長、学部長について立法によって任用されるという道を聞くことは、そのことについて法理の特例を設けるということとは可能ではないでしょうか。この点について法制局の御見解を伺いたいと思います。

○松下部長 参事 お答え申し上げます。いわゆる公務員の就任能力に関する法理とい

ますものは、自国の主権の維持と他国の主権の尊重という理念から導かれますところの法規範たる性格のものであるというふうに考えられるわけでございます。

お尋ねの外国人の学長、学部長等への任用の可否につきましても、この公務員の就任能力に関する法理に照らして検討しなければならぬわけでございますが、これにつきましては、いま先生もおっしゃられましたように、消極面におきましては主権の維持への影響の度合い、積極面におきましてはこれらの役職に外国人を就任させる必要性の度合いが問題となるわけでございます。その総合判断につきましては政策論が絡んでまいりますので、これをどう判断するかというところは立法政策の問題であるというふうに考えられるわけでございます。

○湯山委員 いまのことを別な言い方ですれば、立法府においてそういう立法をしてもそれは法理に照らして——法理と言っているのかどうかは別ですけれども、それに照らして不都合だということではないということですね。

○松下部長 参事 お答え申し上げます。学長、学部長等への任用の場合につきましても、教授、助教授、講師という教員の場合に比べますと、いわゆる公務員の就任能力に関する法理への抵触の度合いは強いと思うのでございまして、学長、学部長等に外国人を任用することにつきまして理論上可能であるという余地はあり得る、このように考えます。

○湯山委員 提案者の石橋さん、いまのような法制局の見解です。ですから、ぎりぎりというわけではないということもおわかりいただいたと思います。私はこれの答弁を求めようという気はありません。それは衆議院の審議は内閣法制局よりも衆議院法制局の意見を重視するのがわれわれのべき態度だと思いますから、ただいまの答弁を私はやはり権威あるものと受け取ります。これは同じ衆議院である石橋提案者も同様でなければならぬ、こう考えるわけです。したがってそれにつ

いての意見をお聞きする気はいまありません。

ただ、いま御答弁いかんによつてはと言うのはおどしみたいですが、法改正も考えないではありませんか。このことに関して道を開くために、いまのように法律によつてやるということであればそれは可能であるということですから、それも考えないことはありませんでした。が、しかし、じゃ直ちにそうしたからといってその実効というの、なかなか出るのには暇がかかると思えます。これも事実です。そこで今回はこれでスタートする、それは了解をいたしまして、今回はこれでスタートするけれども、本来行政府の管理職と大学の管理職との違い、それから他の省庁との並び、これの問題、それから、松下部長が前回言われたように、大学は本質的に国際的性格を持つ学術の研究、教授を目的とするものであるというこの観点等々から見て、将来はやはり学長、学部長に任用することができるようになることについて検討しなければならぬのではないかと、このことを私は考えますが、この点について提案者のお考えを伺いたいと思います。

○石橋(一)議員 お答えを申し上げます。

この問題につきましては、すでに前回も御答弁をいたしましたし、またただいまも湯山委員から御意見の開陳があり、文部省当局からもお話があったわけでありまして、そこで、提案者といいたしますと、本議案をそのまゝの形といたしまして法理に抵触をしない範囲はどこであるか、公権力の行使に對してどの辺のところがその範囲であるか、このようなことを種々考えた結果御提案を申し上げているわけでありまして。

将来のことでありまして、当然まず第一は、そのようなことでそれぞれの大学当局からぜひ管理職に登用の道を開いてくれという意見が出た場合、あるいはまた、国内の問題といたしまして、これも種々問題になっておりますが、各省間の意見等が総合調整をされたような段階、このようなことが相整った場合は、これは当然考

え方についてその時点について十分討議をする対象になる、こう考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○湯山委員 非常によく理解されて、それぞれ条件を付して検討の余地あるということでございますから、御答弁を了承いたします。したがって、この点について修正案を出すというようなことはいたしませんで、ただいまの御答弁によつて、将来そういう場合その道を開くことを検討することということで、この際ですから、ひとつ了承することになっていただきます。松下山、どうぞ御退場ください。

なお、これと関連いたしましたして、先般、七月十六日に日本のユネスコ国内委員会の第七十一回の会議がございました。これはユネスコ国内委員会の総会に当たるものです。大臣も御出席になって、ごあいさつございました。ここの一般討議の主題は「国際化の課題—教育、科学の側面から—」というところで、元文部事務次官の木田宏氏が同じく委員をしておりまして、基調報告がございました。その討議のときに、私は、この教育、科学等の国際化について日本の政府の対応というのは非常におくれていて、このことを指摘をいたしました。その一例として、政府の対応が、おられて、ために今度は議員立法で外人教師を教授等に任用の道を開くことになって、ただ、それも大変不十分で中途半端で、学長、学部長を除くということになっておいて、こういうことは本当に教育、科学の国際化という課題から見ても改めるべきことだ、というこの発言と、ついでですから申し上げますと、南極の哺乳類、鳥類を保護する南極条約があります。十何カ国が入つておる中で、日本だけがしてない。そのためにこれが発効しない。文部省がやるか、外務省がやるか、環境庁がやるか、このことだ、とあたけ、とうとうこの国会で外務省がやることになりました。それで成立もいたしました。これも一番おくれて、十何年間も先にやつた国に迷惑をかけていた。政府の対応が非常におくれていて、このことを指摘したのです

が、そのときに、これに對して元文部大臣の永井道雄委員から、これは国連大学の学長特別顧問にもなつておる関係もあつて、これに関連しての御発言がありました。

これは、私がこう聞いたと言ふのでは客観性がありませんから、幸い大崎学術国際局長はこれの事務総長をしておりますから、ここからその状況を報告してもらえば客観的なものになりますから、ひとつ大崎局長からこのことについてこの際御報告をお願いしたいと思います。

○大崎政府委員 ただいま湯山先生から御指示のございました件につきまして御報告を申し上げます。

長、そういうことに任用も結構だけれども、全体的に日本語ができない人では教授会で物も言えないし、聞いてもわからない、まして学部長、学長になつても何にもならない、それについての対応が必要だという御指摘がありまして、全くこもつともだと思ひました。

そこで、いま日本にいろいろな形で採用になつてゐる外国人教師、いろいろありますけれども、この人たちの日本語のできぐあひ、これはどうでしょう。京都では、ある機関ですけれども、二十何名の中で一人しかできない。私も地元の愛媛大学で聞いてみましたら、三名いる教師で、二人は奥さんが日本人なのでこれは日本語が十分できるけれども、あとの一人は全然できないというようなことがありました。

そこで大学局長、京都なり東京なり、近辺の大学でその状況はどんなか、ひとつ御報告願ひたいと思ひます。

日本人がアメリカ等の大学へ教えに行くときは、英語を話すことがアメリカ等でもあるいは日本人の側でも当然と思はれてゐるが、逆に外国人が日本の大学へ教えに来るときは日本語ができないということがあたりまえのようになってゐる。事実、日本語ができる人は少ない。日本語が全くできない外国人が日本の大学に参りまして、教授会に参加をしたり、あるいは学部長になるという

○宮地政府委員 東京大学と京都大学にその点について照会をしたわけでございますが、東京大学の場合は、三十八人中三十二人は教授会に参加して不自由のない程度の日本語の能力を有しているというところでございました。また、京都大学の場合は、二十四人中十二人が教授会に参加して不自由のない程度の日本語の能力を有しているという報告でございました。

以上でございます。(「日本語なんかわからなくたって学長は動まるよ。読めればいい」と呼ぶ者あり)

こととは、実際問題としては考えられないのではないかと。そこで、そういうことを考えると、日本の大学に來る外国人が半年でも一年でも日本語を勉強できる制度をつくつてはどうであらうか。以上のような御発言があつたと記憶しております。

○湯山委員 日本式に読むだけでもそれはそれなりに意義があるということも御指摘があつたのですが、それはそれとして、こういう機会をつくることは私は必要だと思ふのです。特にいまのように、外国語だけというのではなくて他の方面へも拡大していくとすれば、そういう人たちのもやらないと、結局その人たちの間で外国語だけで話をしておるということになると、それは別な意識を形成することにもなきにしもあらず。現に国連大学なんかはそういう傾向があるそうです。そういうこ

ともありますから、こういうことについて提案者は御配慮があるかどうか、伺いたいと思います。

○石橋(二)議員 お答えを申し上げます。

ただいまの問題でございますが、まず第一に、現場の各大学当局で教授、助教授、講師等を任用する場合の一つの大きな要素と申し上げますか、そうしたものの中に、日本語というものが相当程度できる、あるいはしゃべれるということが一つの大きな要素になるのではないかと、こんなふうに提案者といえども考えておられるわけでございます。そのような中において、それ以上もつとも日本語を勉強せねばならないということも、当然これはケース・バイ・ケースでありますけれども、あると思われまふ。そうしたことにつきましては、同僚教職員の援助あるいは教授会等の運営、このような中においてみんなでそれを補い、また日本語ができるようにしていかなければならないであろう、そんなことを考えておりますが、特にその問題について特別の措置のところがまだ残念ながらまだ考えておりませんでした。

○湯山委員 考えていらつしやうなかつたことは間違いないのですが、これから考えるかどうかの問題です。せっかく非関税障壁のようなものを取りつらうのだ、開かれたものにするというときに、日本語ができるできないという制約があれば、たとえば物理学のいい人あるいは遺伝子工学のいい人を連れてこようと思つても、言葉のために来れない場合があつたのでは、せっかくのこの意図が十分発揮できない。そういうときには、不自由の中でやつておれば自然にできるのではなくて、そのための機会をつくる、それは学校をつくるのか、なんとかということの意味ではおりません。しかし、とにかくそのための措置を考へるということになれば、せっかくこんなにしても結局同じじゃないか、日本語のできる人だけというふうなことになるか、このことを心配して申し上げておるので、もう一度御答弁願います。

○石橋(一)議員 お答えいたします。私、ただいま御答弁申し上げましたのは、どこまでも特別な措置を考へておらなかつたということとでございます。ただいまの答弁の中にも申し上げましたとおり、同僚教授あるいは先生方、こうした学内のいろいろな機関と申しますか同僚といつた方々で補ひ合へるようなことをまず第一に考へるのだということでありまふ。

そこでまず、雇用する以前の問題として、全然日本語が理解できないという方について任用するしないというのとはなかなかに異なる問題がそこに生まれてくるのではないかと、こう思います。いずれにいたしましても御意見まことにございまして、実際問題はそうしたこととがなければ前に出ていかないのである。同意見でありますので、十分研究をいたしたい、こう思います。

○湯山委員 ということを申し上げるのは、この第二条の第二号でございますが「大学の運営に關する合議制の機関の構成員となり、その議決に加わることを妨げられるものではない」とというようにもありますから、当然これは考へられなければならぬ。通訳つきでやるといふことはむしろ望ましくないことです。それからまた、物理をやつておる学生であればその程度英語で言われたいようにしていくのがこちらの一つの配慮じゃないかということでも申し上げておりますので、その点はいまおっしゃつたように考へなければならぬということですから、ひとつぜひ考へていただきたいと思います。

それではいまの件は終わりますが、ただ、この際申し上げておきたいのは、外国人といつても、後の問題とも関係しますけれども、外国から来る人と定住している人とはあります。ところが、定住しておる人たちについてもなおかつ、今日この排除措置がとられておるために、学識も十分あるし、大学人としての実績を持つていながら万年助手でやつておる人がたくさんある。「たくさん」と書いてあります。こういう人々について、この法律が施行された場合には、この際速やかにしかるべきところへ位置づけをするということをぜひやつてもらいたいと思ふのですが、大学局長どうでしょうか、今度はあなたの範囲になりますね。

それから特にそれで申し上げますと、桃山学院大学教授で徐龍達、向こう読みでソ・ヨンダルという人が新聞にもいふ意見を發表してございまして、本にも書いてございまして、非常にりつぱな人だと思ひます。お読みになつて、定住しておる方々も、年助手どまりの人たち、しかも学識もりつぱで大学人としての実績を持つていられる、こういう人々を速やかにこの適用対象として取り上げるといふことについて、大学局長、御答弁願います。

○宮地政府委員 御指摘のように、現在国立大学で助手として在職している者については、五十七年四月一日現在の調査では五十八名ということになつておるわけでございます。そこで、この法案が成立をいたしましたれば、従来外国人が任用される道が閉ざされておりました国立大学の教授、助教授及び講師といふものについても、この法律の制定によりまして任用への道は開かれることになるわけでございます。したがつて、現在助手に任用されておられます外国人も、それぞれの大学の選考を経まして教授等に任用される道が開かれるわけでございますが、いづれにいたしましても、その対応は各大学におきまして具体的な対応がとられるということになるわけでございます。

御指摘の徐さんでございますが、私どものところへも何度かお見えになりまして、御意見もよく伺ひ、著書等もいただいております。それらの点については御意見は十分伺つているところでございます。

○湯山委員 いまおっしゃつた点は、やはり局長の答弁で大学で対応するのだからということじゃなくて、文部省もその心構えで臨むということを明確にしたい。

○宮地政府委員 この法律の立法趣旨は提案者から御提案のあつたとおりでございます。大学を開かれたものとしていくためにこういう特別立法が考へられたわけでございます。教授、助教授等に外国人の適任者をそれぞれ積極的に登用するということについては、私どもとしても大学がそのように対応することを期待いたしてゐるものでございます。

○湯山委員 結構です。

次に、任期制の問題についてお尋ねしたいのですが、これは先般の石橋提案者の御答弁によれば、雇用者側と入つてくる側との考へ方によつてで得るというふうな意味の御答弁がございました。本来これは任期制の必要があるかどうかの問題です。たとえばいまのように定住しておる人、これはもうそんなに任期制なんかは必要でないと思ひますが、イギリスから来る人とかアメリカから来る人には、契約で五年なら五年というふうなこともあると思ひます。それらはむしろ一律な任期制というのでなくて、個々に対応すべき問題で、任期制というふうなものによつて——これはもちろん管理機関の決定によるわけですが、けれども、しかしそういうことをする必要は私はないと思ひます。ですから、提案者、その点はいかがでしよう。

○石橋(一)議員 お答え申し上げます。

先般もこのことについての考へ方を申し上げたわけでありまして、結局ケース・バイ・ケースと申しますか、雇われる人と雇う側との間においての問題にどうしてなつていくであらうと私は思ひます。そうしたことで、とにかくできれば任期は設けた方がいいなという考へ方、このことそのものがとにかく初めての試みであるということもあつて、そういうことも考へ合せて、できれば任期を設けた方がいいなという考へ方でありまふけれども、ただいま湯山委員御指摘のとおり、その点についてはやはり大学管理機関が定めるところによりますよ、定めなかつたからといって別にどうこうする考へ方はない、ですから、

結めて詰めて切った考え方をいたしますと、大学管理機関が定めてください、こういうことでございます。

○湯山委員 これと関連して、今度この法律適用になって大学に任用になった人の共済の適用はどうなりますか。

○宮地政府委員 共済組合の適用の問題でございますけれども、国立大学の教官に任用される場合には、当然に国家公務員共済組合あるいは公立学校共済組合の組合員ということに適用があるわけでございます。

○湯山委員 提案者、ちょっといまの、当然国家公務員共済あるいは公立の場合は地方公務員共済ですか、これには任期制というのは考慮してないのです。任期制というものは考慮してないのです。いいですか。学部長や学長の任期がありまして、これは教授として当然終身の形で共済適用になって、任期制でたとえば五年なら五年となった場合、十年となった場合に共済適用しても、短期はお医者さんにかかるのですからいいとして、長期はもらえないのはわかっておる、しかし、制度で掛金は掛けなければならぬ。これは変でしょう。制度上おかしいでしょう。

○石橋(一)議員 お答えいたします。

おっしゃる御疑問もつとんど存じますが、地方公務員共済、短期、つまりお医者さんの方は単年度予算としてびしゃつとできております。一方年金の問題は御指摘のとおりであります。その制度の中に脱退一時金という制度があつて、その制度の中において処理をすればよろしいではないかな、こう考えております。

○湯山委員 制度のたてまえはそんな任期制というふうなものを考慮してないことと、脱退一時金というの条件が不利です。ですからそういう点から見ても、やはり差別はできてくるわけです。この辺にも任期制には矛盾があります。

それから同じ大学で、定住しておる人はもう終身であつて、フランスならフランスから来た人、あなたは任期制をとるというふうに二つに分けて

も、そういうことも管理機関の意思によって可能でしょう。どうでしょう。——もういいです。そういうことです。これは管理機関が決めるのだからいいとして、以上で質問しようと思つておつたことは終わりました。まあ不満な点もありませんけれども、おおむね現状においてはやむを得ないだらうと思われる程度の御答弁でございますから、いまのような問題いろいろありますから、この任期制というのにはかなり無理がある。これをたてまえとして全部やつてほしいというふうなことはおっしゃらないで、純粹に管理機関に任せるといふことで進んでいただきたい。

なお、最後にもう一度お願い申し上げますけれども、せっかくここまで来たのですから、これがとまりじやなくて、これから前へ出ていくという姿勢を提案者も持つていただく、これが一つ、それから、これらいま申し上げましたように日本の政府の対応はこういう点については常におくれているから、それをひとつ積極的に対応できるように、特にこの法律などは趣旨を体して御努力をお願いしたいということを強く要望して、質問を終わります。どうもありがとうございます。

○青木委員長 長谷川正三君。

○長谷川(正)委員 ただいま湯山委員から非常に精緻な御質問がありまして、実は私、御質問を申し上げようと思つておつたことがほとんど尽くされておるのですけれども、もう一回国民にわかりやすく大ざっぱに整理をしていただけたらと思ひますので、多少重複する点があるかと思ひますけれども、簡潔にお答えいただきたいと思います。

まず最初に、提案者にお聞きします。本法案を提出した最大の目的は何ですか、わかりやすく簡明におっしゃっていただきたい。

○狩野議員 お答えいたします。国際化時代を迎えている現在において、学問、教育、研究等における開かれたものをわが国にくらう。御承知のように、当然の法理としていままでこれができなかったわけでございます。した

がいまして、これからのわが国が国際化時代に対応し、また学問研究、文化等において、そのすぐれた海外の頭脳の交流によって開かれた大学になり、そしてそういう中でわが国の研究、教育面におけるレベルアップをするのと同時に、それを通して国際社会におけるわが国が学問研究の場において貢献できるような道をつくる、こういうことであります。

○長谷川(正)委員 学問研究の問題について、特に国際化が非常に要請されている時代を迎えているという観点に立つて本法案を提出した、こういうふうな御答弁と理解いたします。

いま湯山委員も非常に指摘されましたように、この国際化ということについては、日本の文教行政が非常に立ちおくれしていたのではないかと、御指摘がありました。私も全く平素そう考えておつたところであります。議員立法という形ではありますけれども、ようやくこの法案が提出されてそして審議される、実現するという段階へ来たことは、大局的には非常に喜ばしいことと思つておりますが、しかしそれだけにここで、なぜこういう波瀾が生まれておつたのかということをはきつと整理しておく必要があると思ひます。先ほど湯山委員の御質問にかなり大学局長から御答弁ありましたが、もう一遍、本法案がこうして提出されるに至りました経過について、政府として当初こういうふうに対応した、特にこれは日時、いつという時期にこれが起こり、そしてどういう審議を経て、結局政府提案、文部省提案に至らなかった、そして議員立法という形になった、この経過をもう一遍簡潔に整理しておっしゃっていただきたい。

○宮地政府委員 従来の対応の経過でございますが、かねがねこの問題についてはいろいろ議論がございまして、第一点は、五十三年の一月に衆議院本会議におきまして新自由クラブの河野先生から、推進すべきであるという趣旨の本会議での御質問がございまして、今後検討してまいりたいという当時の総理から答弁があつたわけでございます。

す。その後、同じく五十三年の三月、参議院の予算委員会におきまして秦野章先生から、任用することが法的に可能かということの御質問がございまして、当時の内閣法制局長官から、特別の立法を行つて法理に触れない職務内容の規定すれば可能であるというふうな答弁がございまして、それらの答弁を受けまして私もいたしまして、内閣法制局と五十三年の秋から五十四年の春にかけていろいろ議論を詰めたわけでございます。

先ほど申しましたが、ポイントは法理と立法との考え方、それから公務員制度全体と特別法との整合性をどう考えるかということ、それからまた、立法についての具体的なメリットはどういう点かという点などについていろいろ議論を詰めてまいつたわけでございますが、先ほど御答弁しましたような点で、なお公務員制度全体の中でどう取り上げていくかということについてはやはり関係省庁が大変数多く、それらの点について完全に意見を調整し切るところまで至つていなかったというのが今日の経過でございます。いま、国立大学の教官等について積極的に対応すべきであるという議論がさらにその後強く関係者からもいろいろ打ち出されまして、それを受けて今日こういう議員立法という形での提案を、自民党の文教部会とも御相談をさせていただきまして御提案をお願いしたというのが経過でございます。

なお、多少これは従来からの大学局内の対応でございますが、たとえば放送大学学園法案というふうな大変大きな法律の処理の問題が大学局としてはあつたというふうな事情もございまして、それらの点の対応がございましてこの法案の取り組みについて、先ほど来取り組みが遅いではないかというおしかりを受けたわけでございますが、私もとしては話が出ましてから今日まで、内部では以上申しましたような事務的な対応はずつと続けてきておつたというのが現状でございます。○長谷川(正)委員 提案者からも、その点について、もしお考えがあれば御答弁いただきたいと思

います。

○石橋(一)議員 お答えいたします。

ただいまの問題、時間の大変前のことは私はよくつまづかではありませぬ。ただ、この提案をするに際して、私もいろいろと検討はいたしたかという文部省が閣法として出すのが筋ではないかという話し合いは何度もやっていたわけではあります。ただ文部省といたしまして、各省とのいろいろなこと、すり合わせがどうしても前に出ないということ、す。一方、先ほども最大の目的は何であるかというお尋ねがあったわけですが、われわれといたしましては世界全体の動き、そしてまた日本のいま置かれてある立場、そのようなことを考えあわせまして、もう日を送っていくことはよくないという政治判断、それによって文部省とも相談をいたし、そしてまた法制局とも相談をいたしまして、とにかく踏み切れということで御提案をしたわけでございます。

○長谷川(正)委員 石橋議員のいまの提案者としての御発言は、大変重大なことをおっしゃっていると思ひます。と申しますのは、ある意味では非常にスピードの早くなっている世界の今日の動き、今回の教科書問題についてもそうでありまして、今回の教科書問題についても行政官庁は事務的なそういう各省の整合性とかいまままでの何だとか、そういうことにがんじがらめになって身動きがとれない。しかし世界の歴史はどんどん動いていっている。こういう際にこれに的確に対応するには、特に政治判断というものが大事になってきている。そういう意味で、今回もうしびれを切らして議員立法に踏み切ったということは、ある意味では立法府が立法府らしくなってきたということでもあるのでありまして、そういうことを私はつくづく思うのであります。本論からちよつと外れますけれども、先ほどもお話に出ました教科書問題にしても、まさにそういうことを非常に痛感するわけでありまして、ただいまの御答弁のようにどんどん動いていっている今日の激動の世界情勢の中で的確に対応するということは、いろいろ細

かい事務的な面での整備は追ってこれは逐次やらなければならぬとしても、肝心なことは踏み切っていくというその態度は、私は非常に大切だといふふうに思ふわけでありまして。

そこで、この法案については、京都に参りましていろいろ御意見を聞くときも、あるいは私どもがいろいろこの問題について話し合うときも、あるいは大学関係者のいろいろな意見を聞いても、先ほど来問題になっていっているように、任期制と管理職の点について一つの制限を置いたということが議論の中心になってきていると思ひますが、この面につきましては、先ほど湯山委員の質問に對しまして、今回一応こういう形でまず発足するけれども将来はその後の実態を見て十分前向きに検討するという御意思が提案者にも文部省にもあるように承つたので、私はそれならばよろしいと思うわけですが、念のためもう一遍、提案者及び文部大臣から、任期制、管理職等の問題について一定の経験を経た後にさらに前向きな検討をするということについて、明確な御答弁をひとついただいております。

○小川国務大臣 教育、學術の交流を促進していくということとは今日の喫緊な課題だと理解をいたしております。こういう認識から出てまいります各種の要請に對しては迅速に対応しなければならぬ。文部省ももとよりそういう気持ちで努力をいたしてきたわけではございますが、関係省庁との調整に手間取っておりますうちに今回の議員提案となつた。おしかりは甘んじて受けなければならぬと存じております。これからも、ただいまの御意見に私は全面的に御同感でございますから、積極的にかつ迅速に各種の問題に對応していかねばならぬと考えております。

○狩野議員 お答えいたします。御指摘の点を含めて慎重に検討を経て本法案を提出したわけでございますので、幸い本法案が成立いたしましたの晩においては、大学当局、大学関係者にも本法案の趣旨を十分に徹底すると同時に、よく検討をいたしましてこの目的が十分に達

せられるよう、そういうことを期待して本法の運用の状況を見守つてまいりたい、そのように考えております。

○長谷川(正)委員 いまの御答弁の精神をぜひひとつ堅持していただきたいと存じます。

最後に、これも先ほど湯山委員の御質問にも出ましたが、この法律が施行されて大学の教授等に任用された方々の待遇問題、特に共済の問題についてはどうとう何か御答弁がないまま終わつたようですけれども、こうした周辺整備と申しますか、たとえば永住している方とそれから新たに來る方の場合は住宅の問題とか、これもいろいろ御用意があるような話も伺つておりますが、そのほかいろいろと配慮が必要だと思ひます。そういう周辺整備について万全を期することが必要だと思ひますが、それらについて具体的なお考えがあればそれなれば、具体的なものがまだまとまていないければ、少なくともそういうものに今後積極的に対応するという御決意を、こゝまた提案者及び文部省からそれぞれ伺いたいと思ひます。

○宮地政府委員 外国人の教員の処遇問題を中心に現実の対応と将来どう考えるのかというお尋ねかと思ひますが、この法律が成立をいたしまして国公立の教官等に任用されます外国人については、もちろん正規の一般職公務員ということで日本人と同様に任用されるわけではございまして、それらの宿舎等の扱いについても日本人と同様の法令が適用され、同じ待遇ということで処遇をされることになるわけではございます。たとえば赴任旅費でございますとかあるいは帰任旅費、一時帰国休暇といういろいろな周辺の待遇問題があるわけではございますが、それらもいずれも正規の一般職公務員と同等の扱いがなされるわけではございます。

一つ問題点は、たとえば任期を終わらして帰ります場合に、帰任旅費については外国へ帰る旅費について法律上支給されることとなつていない点がございまして、国費を支弁して旅行される必要がある場合には旅費を支給するという規定もあ

るわけではございまして、任期を終わって退職をしまして、わが国からたとえばフランスならフランスへ帰る際の旅費について直接の支給の規定がございませぬが、たとえばただいま申しましたような条項を適用することで帰国に必要な経費が払われるように、そういう具体的な対応をせねばならぬ事柄であらう、かように考えております。

○石橋(一)議員 お答えいたします。

提案者としていたしまして、やはり一番肝心なことは、先ほど湯山委員からも御指摘がございましたが、言語を初めとしたしましての人情、風俗の違い、国柄の違い、そうしたことからいろいろ問題が派生をしないように、そうしたものに一番重点を置いて差し上げねばならない、こう考えております。

○長谷川(正)委員 これで質問を終わりますが、特に外国人を日本の教育、文化、學問の前進のために任用するというところでありますから、したがって、身分がそうなるから今日の日本の公務員並みの措置はとるという御答弁、それから若干それでは不十分な点についても何と運用で考える、たとえば旅費の点についていまお答へがございましたが、こういう点については今度こういう制度ができるわけでありまして、むしろ特別の配慮をするというくらい積極性を持って取り組むことが必要ではないかと思ひますので、このことを強く要望いたします。これは御答弁は求めません、私の質問を終わります。

○青木委員長 午後一時十分に再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時八分休憩

午後一時十六分開議

○青木委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。文教行政の基本施策に関する件について調査を進めます。

この際、政府より教科書検定にかかわる問題に

ついで発言を求められておりますので、これを許します。鈴木初等中等教育局長。

○鈴木(勲)政府委員 教科書検定に関する中国並びに韓国の申し入れの経緯につきまして、その概要を御説明申し上げます。

中国につきましては、昭和五十七年七月二十六日、中国外交部前第一アジア局長から在日中国大使館渡辺公使に對しまして、検定において歴史的事実の改ざんが行われていることには同意できない、この問題は日中共同声明、日中平和友好条約の精神に反するので、日本政府により教科書が正されることを切望する旨の申し入れがございました。

この申し入れに關しまして、七月二十八日、渡辺公使から中国外交部前局長に對し、日中共同声明、日中平和友好条約に明らかにされたわが国の認識にはいささかの變化もないこと、学校教育においてもこの認識が正しく反映されるべきだと考へているが、中国政府からの申し入れに關してはこれを謙虚に受けとめたいこと、なお、わが国の検定制度などについては東京において文部省から説明することを伝えたわけでございます。

次いで、七月二十九日、文部省におきまして、初等中等教育局長から在日中国大使館王曉雲公使に對しまして、この問題については日中友好の精神を損なうことがあってはならないと考へており、文部省としても深く憂慮していること、中国政府の御意見には謙虚に耳を傾けたいこと、学校教育においては日中共同声明及び日中平和友好条約の精神に基づいて日中兩國の親善と友好を深めていきたいことを述べるとともに、わが国の教科書検定制度の趣旨につきまして説明をいたし、検定済み教科書を渡したわけでございます。これに對し王公使は、文部省の説明を本国政府に伝えるが、個人的見解としては説明の内容には賛成しかねる旨の表明がございました。

この間、中国教育部より文部大臣の訪中の招聘状が届けられたわけでございますが、八月一日に至りまして、中国教育部李外事局長から渡辺公使

に對し、本件問題が解決するまでは文部大臣を中國に招待することは適當でないと考える旨の伝達がございました。

以上が中國に關連する経緯でございます。

韓國につきましては、本年の七月上旬から朝鮮日報などにおきまして日本の歴史教科書の記述内容に對する批判が行われたわけでございますが、文部省におきましては、このような韓國内の教科書論議にかんがみまして、五十七年七月三十日、初等中等教育局長が文部省に在日韓國大使館李相振公使を招きまして、文部省としては韓國政府の強い関心に留意し、韓國内の論議には謙虚に耳を傾けたいこと、わが国の教科書制度は検定制度を採用しており、文部省としてはこの制度のもとにおいて最善の努力を払っていること、教科書検定は日韓友好の精神の上に立つて行われており、今後とも学校教育においても日韓兩國の親善と友好を深めていきたいことなどを述べ、検定済み教科書を渡したわけでございます。これに對し、李公使は、説明の内容は本国政府に伝えること、外交問題に發展することを避けるためにも日本の良心と良識に訴へ、國民の納得するようないく処を望んでいることなどを述べたわけでございます。

しかしながら、昨夜に至りまして、韓國政府李範錫外相から在日韓國前田大使に對しまして、日本政府の説明は是正に對する具体的な言及がないのは遺憾であること、韓國政府は日本政府の早急にして具体的な是正措置を強力に要求する旨の申し入れがあったわけでございます。

以上が韓國に關連いたします検定教科書に關連いたします問題の経緯の概要でございます。

○青木委員長 小川文部大臣。

○小川國務大臣 教科書検定につきましての中國並びに韓國政府の申し入れにつきまして、ただいま初中局長から経緯をお耳に入れたのでございませうが、私といたしましては、兩國政府の申し入れにつきまして、また兩國の國內における論議に對しまして、謙虚にこれを受けとめまして、兩

國との友好關係を損なわない形で問題を解決するために、誠意をもって努力を続けるつもりでございます。

○青木委員長 引き続き、石橋一弥君外四名提出、国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法案を議題とし、質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。鍛冶清君。

○鍛冶委員 いま議題になっております法案につきまして質問をさせていただきます。

その前に、ただいま初中局長並びに大臣から教科書問題についての経過並びに所信のお話がありました。前回教科書問題の質疑が交わされたところで、わが党の有島委員が質疑を交わしたところですが、その点のお答えでも不十分なところがございます。また、さらに新しい事実、いま経過報告等ございましたものを踏まえて、金曜日にはその時間がとられていくようにございまして、その折にまたこの問題は有島委員からお尋ねをするというところで、きょうは方向が違ひ、法案の審議でございますので、そちらの方に移らせていただきます。

最初に、このたび国立大学に外国人を正規の教員として任用する、こういう問題で午前中からいろいろ質疑がございました。重複することはなるべく避けながら御質問したいと思はれますが、重複する点もございまして、その点は御容赦を願ひまして、簡明にわかりやすくお答えをいたしたいと思います。

まず最初に、午前中にもいろいろ質疑の中でお答えがございましたが、この法案がこういう形で提案される前に文部省も各省との折衝をしながらいろいろと問題点を詰めてきたというふうなことから、やむを得ず今回こういう形で提案になったというふうなお話もあったわけでございますが、その中で各省とのいろいろな調整、意見のす

り合わせ、これは別といたしまして、外国人の方々を正規に教員として今回のように任用するということについては文部省内部でいろいろと何か問題点等が検討されて、いい点、悪い点、これは何にでもございまして、恐らくこのことについても相当議論がされたのではないかと、こういうふうにも思っておりますが、この内容等具体的にございまして、率直に文部省から最初にお答えをいたしたいと思います。

○官地政府委員 本法案が政府としての提案に至らなかったというふうなことに對する経緯、午前中の御質疑の際にも御説明を申し上げたわけでございますが、文部省内部での検討過程ではどうかというお尋ねでございます。私も文部省内部でももちろんこの法案についていろいろ検討をいたしてまいりました。一つには、大学以外に高等学校以下の学校があるわけでございますが、基本的には大学の学問研究というものについて特に國際化を図ることが必要だということについては部内の検討でも別段異論のなかった点でございます。したがって、高等学校以下についてはこのような特別立法することについてはただいまのところ考へていないということについて、内部の意見としては特段その点についての調整に時間を要したというふうな事情はございませんというのが文部省内部の検討の結果でございます。

○鍛冶委員 検討された内容は、そばにいたわけではございませんからよくわかりませんが、私も、文部省内部で検討の内容そのものではございませぬけれども、この問題についていろいろの質問で話を聞いておりますが、これは後からの質問でまたいろいろと明らかにしてお尋ねをしていきたいと思っております。

では、なるべく重複を避けまして、すぐに法案の中のことでお尋ねをいたしたいのですが、本案の中で第二条の内容について若干お尋ねをいたします。

教授、助教授、講師への任用について、これは大変前向きに提案されたこととございまして、本

法案については全く私どもも一歩前進ということ
で賛成でございますが、午前中も議論がされてお
りましたように、外国人の教授として任用された
方々の管理職への就任に関する規定というものは、
これは実際には設けられておりませんから、具
体的にできるかどうかという議論はむしろ大
学の方のサイドにゆだねられておるのではない
かという気もするわけですが、これらの任用
について、これはどういふふうな考えを持た
れているのか、まず提案者にお尋ねいたします。

○石橋(一)議員 お答えいたします。

午前中の質疑等について考え方の開陳をいたし
たわけでありまして、第二條の任用関係に
ついては、いわゆる法理のぎりぎりの境界とい
たしまして、助教授または講師に任用するこ
とができる、そういう考え方が基本でございま
す。ただ、午前中の答弁でもお話し申し上げま
したとおり、大学そのものから、どうだ管理職への
任用もというふうなときが参りましたならば、こ
れは積極的に関わり合えなければならぬ、こ
う考えております。

○鍛冶委員 取り組んでいかなければならない
ということは、管理職への道も将来展望の中ではあ
り得る、考えていいのだ、こういうことになる
わけでしょうか。

○石橋(一)議員 お答えいたします。

どこまでも、いま申し上げたような前提と申し
ますか意識の差と申しますか、そうしたことが醸
成されたという前提があるわけですが、そう
したときには前向きに検討すべきである、こ
う考えております。

○鍛冶委員 要するに大学側の自治に任して、管
理職云々の問題というものは経緯を見ながら、大
学側からそういうふうにするべきであらうという
うな結論的なものが出てきたときにはよろしい、
こういうことであらうというふうに理解をして
いふのだらうと思ひます。

先日、京大にこの件で委員会派遣で参りました
ときも、御意見の中に、やはりまず当面は学長と

か副学長、各学部長、附置の研究所の長等につ
いてはともかくと云うことにはならないだろ
うし、来られた方の目的とも若干ずれてくる形
もあらうから、まず任用しておいて、そしてその経
緯を見ながら、先になればというふうな意見も
ございましたし、また現時点でも教室主任という
うな言葉が使われておったと思いますが、これは
学科主任等も入るのかどうかかわりませんけれ
ども、研究、教育施設の長とか、こういうところ
はむしろ外人教授でも任用した方がいいのでは
ないかというふうな御意見も出ておったようで
あります。こういうことを踏まえながら、先ほどの答
弁をお伺いして、これは大学側の意向に任し
て、そういう要望等がある文部省に相談があれ
ば、いい、こういうふうな考えをいふことに理
解をいたしております。

○石橋(一)議員 お答えをいたします。

ただいまの教育施設、研究施設の長の問題等
であります、この就任の可否につきましては、そ
れぞれの職務権限あるいは制度、実態に応じて
いふ法理に照らして検討する必要があります、あ
るわけですが、これでも、この問題はそれこそ
ケース・バイ・ケースの判断にゆだねることに相
なるとあらう、こう考えております。

○鍛冶委員 これはひとつなるべく幅広く考
えて、開くならば大きく開いておいた方がいい
のではないかと申します、これは私に思ひます、
私どもの考えとして、大体そのような考え方に
立場に立つておられるように感じますので、御
要望として申し上げておきます。

次に、教授、助教授、講師の任用はこれでは
きり明記されているわけですが、大学院教
授についてはこの任用はどういふふうな考
えられているのか、これは提案者か文部省ど
ちらでも結構ですが、お答えをいただきたいと思
ひます。

○宮地政府委員 それぞれの大学の教授に任用さ
れた場合、その教授が大学院担当をするというこ

とはもちろんあり得るわけでございます。
○鍛冶委員 次に進みまして任期の問題でござ
います。

国公立の一般教員の任期については現行法では
つきりとした規定というものはないわけ、教授
会等の権限で大学にゆだねられておる、こうい
うふな解釈をされているようではありますが、今
特に本案につきましても第二條の第三項が挿入さ
れて、確かに大学の自治に任せている。任用の道
は開くけれども任期制というもののについては大
学側にゆだねてはおるもの、要するに任期として
はやはりつきり考えるべきだという思想の上に
立つてこういうふうなものを挿入されたという
ふうに理解していいのかどうか、この点を提案者
にお尋ねをいたします。

○石橋(一)議員 お答えをいたします。

そのとおりでございます。
○鍛冶委員 この規定、そういう形が根底にある
といたしますと、現在の国公立の一般教員、日本
教員との間に差が出てくるようになるような
気がするわけでありまして、これはそういう形
にはならないのか、この点をお尋ねいたします。

○石橋(一)議員 お答えをいたします。

この第二條第三項の規定、どこまでも特別措置
法という考え方の中においてのことです。そ
こで、この法律に基づいて任用いたしますとこ
ろの教員の任期については結局ぎりぎりのところ
大学管理機関の定めるところであるのだ、それな
らば普通一般の大学の教授あるいは助教授等の任
期についてはということ、われわれも種々の角
度で検討はいたしました。しかし、これに連動さ
せるべきかとの意見、あるいは公平と申します
差別と申しますかををつけるべきではないという
うな意見、いろいろな意見があったわけであり
ます。その結果といたしまして結局、本法に基づ
くものについては大学管理機関の定めるところに
よるというところでこの規定をしたわけであ
ります。

○鍛冶委員 これは文部省にお尋ねしたいのです
けれども、大学の閉鎖性ということがよく言われ

るわけですね。学問の自由、大学の自治という
のは大変重要なことでございまして、これは守ら
なければならぬと思ひますけれども、その陰でこ
れを悪用しているという傾向も最近あるのでは
ないかという気もいたします。悪用という言葉が
言い過ぎかも知れませんが、そういう面もある
ような気がするわけですね。

さらには二年か三年前に私が一般質疑の中で、
大学の教員がいわゆる研究と教育という任務を
持っている中で、研究もしなければ教師としての
教育の面もやらない教師をやはりあちこちで耳に
目にしてきたもの、このことについて質
問も申し上げました。その中で学会にすら所
属しない先生方もずいぶんいるじゃないかとい
うことで、デーでもお聞きしながら質疑を交わ
したことがございます。その後も私はあちこち回
りまして、大学になりますと大変まじめな先生
がいらつしやいます、そういう先生方がむしろ腹
を立てている。一般の大学の教員で勉強しない
人も中にはいる、本すら買わないというふう
な人も中にはいる、そういうふうな声もあつたり
する中で、とにかく教授に一度任用されますと終
生安泰であるというふうな感じの中で、前に私は、
授業も一年間に二回しか出ない、あとは寝て暮
らす、遊んで暮らすかわかりませんが、一年を二
回で上げたこともありますが、事実そういう教
授もいるようでありまして。

そういう中から私は、大学の閉鎖性というの
はいい意味では結構だと思ひますけれども、悪い
意味で働く場合に、これは歯どめがかからず
に悪く、悪くいくという点もあるのだらう。そ
ういふ中でいふ教育は、小中学校を含めまして
大学まで、私は教える側の教員、教師の立場と
いうものは大変真剣にお考えをいただかなければ
ならない時期になつてきた、こういうふう
に思ひます。

そういう意味から言えば、むしろ大学の先生
方も十年に一度はひとつ試験と言ひますと語
解がありますが、ちゃんと資格の見直しをする
くらい

か、ひとつ文部省の方からお答えをお願いしたいと思ひます。

○宮地政府委員　お尋ねの点でございますが、たとえば外国の国籍法等におきまして、たとえはアメリカのように外国に対する忠誠の宣誓などを行うと国籍を喪失することとなるとされている場合があるわけでございます。アメリカ、イギリス、フランス及び西ドイツの各国につきましては、照会を行いました結果、わが国の現行の服務の宣誓を行うことは忠誠義務違反とはならない、したがって国籍喪失等の問題は生じないという回答をいただいているところでございます。また、現在、国立大学の助手として韓国、中国、マレーシア等の各国人を任用しているわけでございますが、これらの助手につきましても服務の宣誓を行っておりますが、国籍喪失といったような問題が生じた事例はございません。

○鍛冶委員　では先に進ませていただいて、多少細かい問題になりますが、後々、これが実施されました場合に心配になる点もございしますので、この場でのいろいろとお尋ねをさらにしておきたいと思ひます。

外国人の教授を任用することによりまして、国益の保護ということが考えられてくると思ひます。それに反する事象というものが起こつてはならないわけでありますけれども、こういう点について心配はないのかどうか。これは大学側で結構ですが、お答えをいただきたい。

○宮地政府委員　従来、大学において外国人の研究者が研究上の秘密を漏らしたというようなことで問題になった例は私も承知をしていないわけでございます。

大学における研究及びその発表というのは研究者の自主性にゆだねられているところでございまして、国家公務員法上の守秘義務の対象として保護すべき秘密を漏らしたということで問題となるようなケースは一般的にはまず起こつてこないのではないか、かように考えております。

〔委員長退席、中村（喜）委員長代理着席〕

○**鑑治委員** さらに具体的には、いろいろ外人教授の方が入ってこられて研究に従事される、その場合に、その内容や成果及びその利用、こういうことをめぐってトラブルが起こるという心配はないのだろうか。さらには、特許権なんかの問題が起こってまいりますと、その帰属の問題について、だれがこれに権利があるかという問題でいろいろ起こるのではないかと、このように思います。ところが、この権利についてはどういう御判断をされているのでしょうか、お尋ねをいたします。

○**大崎政府委員** お答えを申し上げます。

大学における研究というのは原則として秘密がないという前提で行われておりますので、御指摘のようなケースは予想されないわけでございますが、特に特許関係のことについてのお尋ねでございますので、その件につきましてお答えを申し上げます。

特許を受ける権利を行使した者が持つわけでございますが、ただ、職務に属する発明につきましては使用者があらかじめこれを承継するということを決めることができるようになっております。

国立大学につきましては、個々の大学の学内規定に基づきまして発明委員会というのを設けていただいて、その検討を経て学長が承継することかどうかを決めるという手続を経て決定することになっておりますが、私どもとしましては、国立大学の学内規定の扱いとして次のような指導をいたしております。

一つは、応用開発を目的とする特定の研究課題のもとに国から特別の研究経費を受けて行った研究、その結果生じた発明につきましては、これは原則として国が承継する、それから、同じく応用開発を目的とする特定の研究課題のもとに、国により特別の研究目的のために設置された特殊な研究設備、これを使用して行いました研究の結果生じた発明、これも国が承継するというようなことで学内規定を整備いたしておるわけでございます。

これが一般の大学教員に対する取り扱いでございますが、外国人の教員につきましても、正規の教官ということで任用されますと全く同じ取り扱いになるというふうに考えております。

○**鑑治委員** 後でもちよつと申し上げようとは思っているのですが、外人の方々、特に欧米の方々は、このように問題は詳しく事前に説明をしておかないとトラブルが起きる可能性があるのではないかと心配になるわけですね。規定があるわけですから別にどうこうということはないのだからとは思いますが、万一のことをおもんばかって申し上げているわけですね。

さらに、IBMの問題がございました。あれは企業の問題でございすけれども、秘密の問題はこれから相当エスカレートしてくることであります。文部省サイドである今回の問題は、純粹に学問的な立場からの文化交流を含めてのことですから大賛成であるし、意図としては結構なことですが、けれども、万が一そういうことが起こらないとも限らないだろう。特に日本では先端技術の面で世界の先端を行っている向きもあるわけでありまして、その研究に従事する中に外人教師の方が入ってこられた場合に、やはり守秘義務は当然課されるわけではございすけれども、非常に微妙な問題も出てくるような気がいたします。そういうようなこともございすので、きょう取り上げてどうかなと思いつつもあえて取り上げたわけでございます。こういうこととせつかくの本案の意図が汚されることのないように、これはひとつ実施された際には配慮しながら進めていただきたい。

要望を申し上げておきます。

さらに、ちよつとこれも聞きにくいことですがお尋ねをいたしますと、午前中の御答弁の中でも大学局長が、たしか外国人教授の任用に関しては適任な方の任用をしたいというふうにもお答えをされておりましたように記憶しておりますが、まさにそのとおりであると思ひます。ただ、この任用については大学側の裁量に任せられているわけではございすけれども、最終的にはやはり国家公務

員でもあり、大学教授の任用ということになりますと文部大臣の命令による発令によつてということになるのじゃないかと思うのです。この場合、大学側の方はもちろんこの人を任用してほしいということで決定をして文部省の方に持ち上げてくる、こういう場合に、文部省サイドで、この人はちよつと教授としてどうだろうかという場合がひよつとしたら起こり得る可能性もあるのじゃないだろうか。こういうふうな場合にどういふふな対処をされるのだろうか、これもちよつと起こり得ないこともわかりませんが、万が一と判断されるのだろうか、この点について、これは文部省の方にお尋ねをいたしたいと思ひます。

○**宮地政府委員** 大学の選考はもちろん手続に従つて適任者を選考して、たとえば教授でございしたら文部大臣発令ということになりますので、大学から上申書が出てくることになるわけではございす。

午前の御質疑の際にもちよつと申し上げたわけではございすけれども、実際には教育公務員特例法上の手続を要するわけではございまして、教育公務員特例法上の手続の上で疑念の出ているような事柄については、手続が適正に行われているかどうかについては、十分私どもも任用に当たりまして精査をすることはもちろん必要なことでございす。適法な手続に基づいて上申が行われますれば、それを文部大臣が発令をするという手続になろうかと思ひます。

○**鑑治委員** では、次に進ませていただきます。

現行の国家公務員法の二条七項による従来からの外国人教師の採用については定員法の枠外となつておるのでもちよつと、本案による外国人教師の定員は実際上どういふふうな形の取り扱いになるのだろうか、これは提案者の方でよろしいでしょうか、お答えをいただきたいと思います。

○**狩野議員** お答えいたします。

す。

○**鑑治委員** これも京大で各学部長さん、総長さんといろいろとお話し合いの中で要望のあったこととございすけれども、私も聞いておりました。これはぜひひとつ定員法の枠外にも若干設けてというふうな意向が強く出されておりましたけれども、これについてはどういふふうにお考えでしょうか、ひとつ御返事をいただきたいと思います。

○**宮地政府委員** ただいま提案者から御答弁があったとおりでございまして、一般職の公務員でございす教授等として外国人を任用することができざる道を開くわけではございすけれども、その任用そのものについては、たとえある大学の特定の講座に教授の欠員が生じたというふうな場合に、適任者を選考するに当たりまして国の内外を問わず適任者を広く求める仕組みを開くことになるわけではございす。したがって、定員としまして特別にこのための定員措置をとるといふことは基本的には考えていないわけではございす。

なお、御指摘のございましたように、既存の個人契約に基づきます外国人教師、講師等につきましては、これは定員法の枠外に予算措置として講ぜられておるものでございまして、私どもとしてもこの制度は引き続き充実を圖つてまいりたい、かように考えております。

○**鑑治委員** 方向としてはいま御質問申し上げた方向で検討をしてもいいのではないかと、いふうな気もいたしますので、これは将来の問題として検討していただくよう御要望は申し上げます。

次に進まして、国家公務員法の二条七項による従来からの外国人教師の皆さんの処遇というものと、本法案が可決されて適用されるようになった場合に本案により外国人教員が任用されてくる、こういう場合の処遇は並列でやるということでお考えのようではありますが、その処遇というものに違いが出てくるような気がするわけですね。そういう違いというものについて、大きな点でど

ところがあるのか、さらには、これによって何か問題が起るようなことはないのかなという心配がちょっとするわけですが、この点についてお尋ねをいたします。

○官地政府委員 この法律が成立いたしましたして任用されます場合には、もちろん正規の一般職公務員として日本人と同様に任用が行われることになるわけでございます。これに對しまして従来の外国人教師、講師の制度は、御指摘のように国家公務員法第二條第七項の規定に基づきまして勤務の契約により雇用されるものでございまして、一般職及び特別職以外の公務員であるというぐあいになっておられるわけでございます。このため、本法により教授等に任用される外国人につきましては日本人と同様に国家公務員法、教育公務員特例法等が適用されるのに対して、外国人教師、講師たる外国人については基本的にはこれらの法令の適用はないということになるわけでございます。

また、本法により教授等に任用される外国人にかかわります健康保険等でございますとか年金、公務災害、宿舍等の扱いはすべて日本人の教授等と同じになるわけでございますが、外国人教師、講師の場合には各年度ごとの契約によって雇用するという前提のもとに、それらの諸条件については予算措置によって行われるということで、中身も異なってくるわけでございます。

一つは給与の問題でございますが、契約に基づいて雇用される外国人教師の給与は予算措置によって支給されるわけでございますけれども、本法によって任用される外国人教授等には一般職の職員に給与に関する法律が適用されまして、日本人教官と同様、教育職俸給表に基づいた俸給が支払われるということになるわけでございます。具体例で申し上げますと、たとえば五十一歳の一般職の教授の場合を例にとりて申し上げますと本俸が月額三十八万程度でございますが、これにほぼ相当します外国人教師の場合には、現在俸給は月額四十三万二千円が支払われているという状況になっております。ここに差が出てきておりますが、

外国人教師は短期間の雇用でございますこと、それから扶養手当が支給されないことなどが理由になるわけでございます。そのほか調整手当とか期末手当、勤勉手当、通勤手当、寒冷地手当については、外国人教師に對しても、予算措置によりまして一般職の公務員に準じた支給が行われるというところになっておられるわけでございます。

○綴治委員 それでは次に進みます。特に日本に定住されておられる外国人である教員の方々、これは北朝鮮それから韓国の方々が多いようでありまして、助手の人が多いとお聞きしておりますけれども、そういう方々の処遇として、その人たちの中で大変優秀な人たちが、そして本人も希望するし、また周囲も自他ともに認めるようになりつぱな方々の本法による教授への昇進の道というものは今後開けるものであるのかどうか、この点についてお尋ねをいたします。

○官地政府委員 午前中のお尋ねにも同趣旨のお尋ねがあったわけでございますが、国立公立大学の教授、助教授及び講師についても、本法の制定によりまして従来閉ざされておりました任用への道が開かれるわけでございます。したがって、現在助手に任用されております外国人につきましても、それぞれ適任者について各大学の選考を経て教授等に任用される道が開かれることになるというところでございます。具体的には手続といたしましては、教授、助教授については教授会の議に基づき学長が選考し、学長の上申を待って文部大臣が任命をするというような手続にならうかと思っております。

○綴治委員 今度は待遇の問題でお尋ねをいたしたのでありますが、これも午前中ちよつとお尋ねがありましたが、重ねてお答え願いたいのです。本法による外国人教員に任用された場合、本人並びに家族の赴任や帰国のとき、それから一時帰国のときの旅費、休暇旅費、こういったもの等については支給できるようになるのかどうか、お尋ねをいたします。

○官地政府委員 国家公務員の旅費につきまして、国家公務員等の旅費に関する法律に規定をされておまして、新たに採用された職員がその採用に伴う移動のために住所または居所から勤務地に旅行する場合に、同法第三條第一項によりまして旅費が支給されることになっております。したがって、外国人が外国から赴任する場合にありまして、もちろんこの規定が適用されて、航空運賃、移転料、扶養親族移転料等が支払われることになるわけでございます。

それから帰住旅費の点でございますが、職員に帰住のための旅費を支給する場合については同法の第三條第二項に規定がございまして、国家公務員が外国の在勤地において退職等となりましてわが国に帰住する場合について旅費を支給する旨の規定がございまして、外国人がわが国におきまして退職しまして外国に帰住する場合については具体的な規定はないわけでございます。ただ、先ほど午前中の御質疑にもお答えしたわけでございますが、外国への帰住旅費は法律上支給されることになっておりませんけれども、同法第三條第五項で「国費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する」という規定がございまして、したがって、現在勤務契約によって雇用しております外国人教師等に對しましてはこの規定を適用して帰国にかかわる旅費を予算措置をして支給しているわけでございます。本法の制定によりまして、今後教授等に任用される外国人につきましても帰国に必要な経費は支払われるような検討が必要ではないか、かように考えております。

○綴治委員 重ねて申し上げたのはもう一つ、今度はこちらに外国人教員が来られてからの住居の問題等もあるわけですが、やはり待遇の問題が、これは給与等はきちつとするわけですからいいようなものの、具体的な細かいものになりますと大変問題があるようです。特に住居についても、いろいろなところで御意見を聞きました。それは、今度は本案によるものは国家公務員というところになりますから、恐らくは国家公務員の宿舍と

いいですか、大学教授という立場でそういう宿舍が適用されるのではないかというような気もいたしておりますが、まずその点について先にちよつとお尋ねをいたします。

○官地政府委員 外国人教授等に對する宿舍の問題でございますけれども、これらの外国人の公務員宿舍への入居につきましても、もちろん日本人の公務員と同様に取扱われることになるということでございます。宿舎の確保につきましては十分配慮してまいらなければならぬ点かと思っております。

なお、五十六年六月一日現在の住宅事情調査によりますと、文部省におきまして宿舎の貸与を希望する者の九四％程度が入居しているという状況でございます。希望者に対しては九四％というところでございますので、ほぼ満足している状況ではないか、かように考えております。

○綴治委員 いままで希望に對する入居率のお答えもあつたのですけれども、問題は、私が申し上げておきたいのはその中身なんです。本案による教員の件についてはこれからの問題です。法律に基づくものになることはなるのでしようが、意を注いでいただきたいし、さらに改善の方向があるならば、世界の頭脳をこの際何とか引っ張つてきて日本のためにも世界のためにも貢献するということの意味では、そこあたりが非常に大切ではないかと思うのです。

〔中村(喜)委員長代理退席、西岡委員長代理着席〕

いまでは国家公務員法二條七項による外国人教師の方々がございましてけれども、具体的に、私が京大へ行つたときも、学生部長さんから、受け入れ制度がちよつと不備ではないかという御意見が出ておりました。ほかでも私は国立大学でいろいろお話を伺つたときに、これが痛切な声としてお聞きした事実があるわけなんです。

たとえば、これはもう私の方から参考申し上げて、将来というよりもぜひ改善をしていただきたいのですけれども、外国人の方々が来られます

と、契約書の中に、住居についてはこれを供給するといふような言葉が入っているのですね。これは向こうの言葉でどういふに言うかわかりませんが、契約書を日本語に翻訳したものをみてみますとそういうふうになっている。しかし、外国の人は契約書というのをどうも向こうの現地では見ておられない方が多いようです。日本に来てから見る。しかも、見ておいても、供給するといふことになっておるから当然無料で提供を受けてやるのだという考え方に立っておられるようです。ところが、実際はそうではなくて、やはり供給するといふのが家賃を取ることになってしまうわけですね。家賃を取るのには二万幾らか三万幾らかですが、それは所定されたところの大学が確保している住宅に入るときはそれでいいのかわかりません。ところが、現実はその住宅がないために、まず外人教師の方が来られると、担当している関係教授の方が一緒に歩き回って、たとえば東京都内ですと、家を探して回ることから始めなければならぬというのです。そうすると、借りた場合には上限として十一万五千円でしかたがらない文部省、国から出るといふことになつていくのです。ところが実際はそういう程度の家賃ですと、東京の場合、家族の方が来られた場合には足りないといふことで、やはり家賃が二十万なりするように入らねばならぬというのです。それを探すが大変だといふことなんです。そしてよく探して当たったと思つたら、その差額は御本人持ちです。給与は十分もらっているかもしれないが、十一万五千円の差額は自分が持つ。ところが実際は文部省の方には、大学が大学側の家を提供しているといふことになっている。みたいで、結局御本人が——日本の場合には敷金とか礼金とかも入ってくるのですね。こういう例というのは外国ではない。ところがこういうものに対する手当がないから全部御本人が払つてしまう。そしてしかも、自分が払つて入ったのだから、十一万五千円くらいは、それは国から出るのだからと、ありがたくちょうだいしようと思つと、今度

は文部省の方は、大学側の家を貸すのだから家賃を取るのだといふようなことで家賃を取つてしまふわけですね。だから、何か契約を二重みたいな形にしないといふくらゐないといふようなことがあるようです。

現実の問題でありまして、これはほかにいろいろ有名な先生方にもお聞きしましたら、極端なことをおっしゃる方は、こういう住居に入れるような制度しかないならば、これはいい先生は来ないよとまで断言された方がいふのです。せつかく法律ができてしまつてもそこらあたりがでないといふ、しかも世界の優秀な方を引っ張つてきて活を入れようとか交流していこうといふような本来の目的から言いますと、こういうことのためにむしろそういう芽をつぶしてしまふといふ可能性がずいぶんあるようであります。だから、ある大学によっては、やむを得ないから、敷金やら礼金といふのは理解させるのに困るから教授の先生方が幾らか金を出し合つて基金をつくつて、百万円くらいいづもプールしておいてそれを使おうといふようなことも苦心をしておられるようなお話すら伺いました。そういう現状は、せつかくこういうものがどんどんい形で進められていく中で案外見落とされておる大切なことではないかと思ひます。

そういう意味で、これは御要望にとどめますけれども、そういう実態ももう一度お調べの上、ことさらによく待遇するといふことはあるいは必要がないかもしれないけれども、しかし、外人の教師の方々が来て、喜んでこの住まいならばと言われるような形、これは住まいの例を申し上げましたが、いろいろな形でぜひ私は対処をお願いしたいと思ひます。

最後に、時間がちよつと過ぎましたので大臣にお尋ねいたしますが、本法が施行されたときの大蔵省の考え、それからさらに、一つ心配は、この法案が通りまして、果たしていまの待遇、いまのような形、いま申し上げたようなことを含めまして、ある場合に所期の目的の本當の意味で優秀な頭脳を持った方々が日本に来てくださ

るのかという心配もずいぶんあるわけですが、こういうことを含めまして、いま御要望申し上げたことも含めまして最後に大臣のお答えを伺ひたいと思ひます。

○小川国務大臣 学術、教育の国際交流を促進ならしめるというところは、文教政策を進めてまいります上の非常に大切な、大きな課題だと信じております。文部省といたしましては、かねてこのために外国人を国公立大学の教授として任用する道を開きたい、かように考えて関係省庁との間に調整をいたしておつたわけですが、このたびかような法律案が提出されたので、心からこれを歓迎し、成立を期待いたしておるわけでございます。成立いたしました晩には、ただいまいろいろ適切な御注意を承つておるわけですが、御趣旨を体して、この法律が本来の趣旨に沿つて運用され、所期の効果を發揮いたしますように努力するつもりでございます。

○鑑治委員 質問を終わります。

○西岡委員長代理 三浦隆君。

○三浦(隆)委員 初めに、持ち時間に限りがありますが、予定された質問が全部できるかどうかはわかりません。もし残されましたときには、その質問、後刻答弁にかつて、ひとつ資料で御提出いただければありがたいと思ひます。

初めに、法案提出に関連してでございます。

まず、論議の前提として、第一番目に、本法は一般外国人の入国、滞在を論じるものではなくて大学教員の入国、滞在の問題であるといふこと、二番目に、学問の国際性から大学教員の人的交流を促進する機運が高まつてきているといふこと、三番目に、外国人である限り、管理者の身分のあるなしにかかわらず、その入国、滞在などの取り扱いにおいて日本人と当然異なる取り扱いを受けることがあり得るということでありまして、次いで、日本にかつておりましたクラーク博士の例を一言述べます。

大蔵省の「開拓事業報告」第四編あるいは「北海道大学百年史」によりまして、クラーク博士は一八七六年、明治九年三月三日に日本政府と契約書を交わし、管理者たる教頭として札幌農学校に赴任してきております。クラークが招かれたのは、新設校の管理者として、教則を熟知し、学科に練達し、わが校長の顧問に応じ、諸規則を議定すべき技量を有する者と認められたからであります。すなわち、明治の初めは、五カ条の御誓文の言葉にもありましたごとく、旧来の陋習を破り、そのためには知識を世界に求め、クラークを新設高校の管理者として迎えようとする開かれた教育への姿勢がありました。

それから幾星霜を経まして、現在、諸外国では外国人を正規の大学教員となる道を開き、さらに、その道を大学の管理者へと広げております。これに比べわが国では、今日初めて本法が審議されているのでありまして、教育の門戸はこれまできわめてかたく閉ざされてまいりました。私は、本日質疑に当たつて、改めて明治初年のクラークを招いた政府の心を思いやり、また昭和二十年、敗戦の惨禍の中から国際平和と国際協調主義の旗印のもとに再生を誓つたことを想起し、これからのあるべき教育をここで審議の素材としていただきたいと思います。願わくは、法案提出者である諸先生方が色あせた公務員の法理などというものととらわれず、時代を先見する姿勢を持つて答弁に應じていただきたいと思います。

そこで、法案提出理由の中の一項目なんです。昭和二十九年に、十月二十七日付であります。が、神戸医科大学に助教として外国人が採用されたことがあります。果たしてそれがよろしいのかという照会に対して回答がなされました。その回答によりますと、「公立大学助教の地位は、助教が学校教育法第五十九条第二項の規定に基づき大学の教授会の構成員とされる場合は別として、それ自体としては公権力の行使なり、公の意思の形成への参加をその職務内容とするものではなく、云々」といふことで認められておるわけ

です。

さて、これは昭和二十九年という原点でありまして、教授会イコール正教授会を名指していたころであります。それから大学紛争などを經由しまして、現在この学校でも教授会、そこに助教もあるいは場合によっては講師、助手も含んでいるところが少なくないわけでして、そういう意味では、もしこの人が教授会に所属していたとしたら、この回答は成り立たなくなってしまうわけであって、その後の処置として、もし所属していることが事実であったとしたら、この人は外国人なるがゆえにどういう処置を受けるようになってしまふのでしようか、それを尋ねたいと思います。

○宮地政府委員 お尋ねの趣旨、あるいは私取り違えておるかと思いますが、お尋ねの件は、神戸医科大学助教授の国籍条件に関する件についての法制局の回答にかかわつてのお尋ねでございましたが、「教授会の構成員とされる場合は別として」と回答に書いてあるけれども、教授会の構成員となつた場合にはどうかというお尋ねでございましたでしょうか。——教授会の構成員となるということであるならば、それはやはり公権力の行使に当たることになるわけでございます。したがつて、それはいわゆる法理に抵触をする問題が出てくるというぐあいに考えるわけでございまして、

○三浦(隆)委員 としますと、事実抵触していたわけでありまして、これから法案が通れば、教授であれ助教であれ、教授会に参画し得るのですから、いま法案が通つてないのですから、法案が通らなければだめだというのであれば、この人はずっと違法の状況のままで大学の地位に踏みとどまつていたことになるし、それをそのまま今日まで長い年月見逃してきたところの文部省のいわゆる間違ったというものは、やはりそれなりに指摘されることが多いと思います。

ただ、ここで私が問題提起して言いましたのは、その前に、いわゆる国立大学外国人教員採用法案に関する見解として、一九七九年一月三十日付で法学者二十五氏の見解が表明されておりますが、

すが、実はこの方々たちは現行法でもいいじゃないかというたてまえでいつたわけでありまして。しかし、もしそれがだめで、特例法をつくらなければいけないのであれば、この人は明らかに違法な状況のままにいたというふうに思います。先に進みますと、次に西ドイツあるいはデンマークなどでは、外国人教員の任用を法的地位の上では公務員と位置づけます。そして同時に管理職への就任も認めているわけですね。西ドイツ、デンマークにおける公務員の法理では管理職への道を認めているわけでありまして、では、その認める論理はいかなる立場で認めていたのか、お尋ねしたいと思ひます。

○宮地政府委員 御指摘の西ドイツのケースでは、管理職への道を認めているということでございますが、それは立法措置で認めていることになつております。

御指摘のように、その点は諸外国の立法例も、たとえばフランスの場合には認めていないという形がとられていてございまして、それぞれ別の事情によりましてそれぞれの歴史的背景その他の、それぞれに認められていたケース、認めていないケースがあるわけでございまして。特別の立法措置で管理職について認めているケースというのは、恐らくは大学というような機関について、一般の行政機関とは異なる性格に着目をして認めているのではないかと、かように考えられます。

○三浦(隆)委員 同じ公務員の法理というものがあつて、西ドイツ、デンマークではこれを認め、日本では認めないということになると、国際的に開かれるか開かれないかということになります。が、日本はきわめて古い、閉鎖的ではなかったのだらうか、こういうふうに言いたかつたわけでありまして。

またさらに、外国人教員の管理職への任用は、アメリカでもオランダでもイギリスでもみんな認めているわけでありまして。公務員とは限りませんが、やはり認めているということについては同じ

でありまして、日本の国もそれらの国と同じように国際的な基準を打ち立てたいというのであるならば、よその国が認める論理を持ち得るには、なぜ日本だけが閉ざされた考え方に、いわゆる古い公務員の法理なるものにとらわれなければいけないのだらうか、きわめて残念であるし、改めて、アメリカその他では逆にどういう理由で認めたのか、お尋ねしたいと思ひます。

○宮地政府委員 ただいま申し上げましたように、外国の法制におきましてもそれぞれその国情なり伝統というふうなものもございまして、アメリカの場合には、州立大学におきましても、それが州政府自体とは別の公法人が大学の設置者になるというふうな形がございまして、その点は直接国家公務員という形での規制ではない、かように理解をいたしております。フランスの場合には、国家公務員であり、かつ管理職についての制限というものはございしているというわけでございまして、諸外国の制度においてもそれぞれ態様は異なるわけでございまして。

私もどなたもいたしましては、その点は、もちろん国立大学も私立大学もいづれも大学としての機能は全く同種の機能を果たすわけでございましてけれども、やはり国立大学の場合には、学長なり学部長についてはいわゆる教育、研究そのものとは異なるその大学としての、行政機関としての、長としての管理運営にかかわる事柄があるわけでございまして、それらについては、やはり従来からの法理の考え方に沿つて、ただいまのところなおその点については慎重な検討が必要ではないか、かように考えているところでございまして。

○三浦(隆)委員 国立が私立かというのは、昔の時代でしたらまだいゆる官尊民卑という思想もあるし、国立は大きな意味を持っております。むしろいま多くの子弟が関心を持っておりますのは、授業料が安いとか高いとかの問題だらう。私立ですぐれた大学は現在幾らでもあるからであります。同じように、アメリカの大学の中でも、私立であつても、そこからすぐれた政治家な

り、すぐれた官界なりすぐれた財界をよつて立つ人は幾らでもございまして、国立私立を区別する理由はほとんどありません。だからそうした私立であらうと国立であらうと、国の公の意思の形成に参画していく人は、現在いろいろの審議会その他を通じても幾らでもあり得るケースだと思ひますので、要は根底的に、閉ざされた考え方の中に閉じこもつていようとするのか、あるいはいともっとも広く開かれた社会にこれから進んでいこうとするのか、基本的な認識の違いだ、このように理解いたします。

さてその次ですが、次は大臣に実は御答弁をお願いいたします。

といひますのは、外国人の任用は、これまで公務員の法理というふうな行政実例によつて抑えられてきたわけですね。すなわち、行政指導的な行政実例あるいは通達的な行政実例であります。いづれにしても、積極的に、法上は、特別の場合を除きましては、外国人が公務員になることを禁じているものはないわけでありまして。にもかかわらず、実質的には公務員の法理なる行政実例によつて抑えられてきたわけでありまして。

さて、外国人といふことも人権を保障されるものであるならば、少なくともこれが新しく、いま日本に在るものである、できる限り人権の保障はあつるものだ、こういうふうに思ひます。とするならば、わが国は法律による行政の原理が働くはずでありまして、法律による行政の原理というものは、行政は法律に基づき、法律に従つて行わなければならないという考え方、法治国における、日本に限らず行政の基礎原理でもあります。その目的とするところは、国民の権利、自由と法律生活の安定の保障ということに尽きます。この原理は、一説二説三説とありますけれども、いづれも権利、自由を保障しようということについては同じ中に入つてまいります。今回この特例法なる法律ができることによりまして、外国人任用への道が開かれたことは大変すばらしいことだと思ひますけれども、これからの教育行政のあり方とし

て、基本的なことはあくまでも法律に、あるいは法令によるべきであって、主たるものは法令にして、いわゆる行政指導その他が法令以上の力を働かしてしまおうというの考え方でしておかしいのだ、こう思うのです。そういう意味でひとつ法律による行政という見地に立つて法を前向きにお考えいただけるお気持ちをお持ちかどうか、これからの教育行政のあり方としてその点だけ、大ざっぱであります、文部大臣の御見解をお尋ねしたいと思ひます。

○小川国務大臣 いわゆる当然の法理が、明文の規定によることなしに法規範として効力を有することにつきましては次のように解すべきではないかと思ひます。わが国の法令上、ある種の公務員については日本国民たることを要件とする旨の規定がございます。たとえば外務公務員法第七條、公職選挙法第十條。しかしこれらの法令が公務員たる要件として日本国籍を必要とする旨を規定しておりますのは、当然のことを注意的に規定したにすぎないのであって、公務員に関する一般の法令が特に明文の規定を設けておりませんのは、その法令が外国人には適用されないということとをむしろ当然のこととして認めるからではないかと考えられます。

仰せの、法律による行政の原理のもとにありまして、たとえば平等取り扱いの原則あるいは比例原則など、不文法原則の存在は一般に認められていることではなからうか。したがって明文の規定を置くことなしに、一定の官職への外国人の就任制限が行われても、このことが直ちに法律による行政の原理に反するとは解することはできないのじゃないか、こう考えております。

○三浦隆委員 もっとざつぱらんな大臣の御見解が聞きたかったのであります。

〔西岡委員長代理退席、委員長着席〕
書かれた、モデルとなった、お役人の文章というのは実は生きておりません。たとえば今日教科書問題がいろいろと話題になりましたのも、今日教科書検定における統一的法令というものを現

在持っておりませんで、いろいろなものを寄せ集めたような形で行っております。しかもその法令の文章が大変抽象的でありまして、それが実質的に体的になると文部省の行政指導という形で行われている、その行政指導のあり方が、どこでどうやうなことがたとえ善意の行政指導であっても、善意に受け取られない、そういう面もあるかと思ひます。ですから、今後のあり方として、行政指導などというよりも、まず法律による行政なんですから、教科書検定手続法とでも言っても結構ですが、もっとガラス張りの、しつかりとした統一的なものをおつくりいただいた方がより誤解が少なく済むのじゃないかということなんです。

同じことで、外国人を教員として任用する場合にも、そうしたいわゆる旧来のように行政指導というふうな形で、わけのわからぬ形で抑えるのではなくて、もっとはっきりとした、わけのわからない古めかしい公務員の法理などというふうなものではない、もっと進んだやり方があり得たのではないかと、このことを前提にして実はお尋ねしたわけでありまして。

その次に、外国人教員がいわゆる管理職へなり得るか、なり得ないかという一つのポイントとして、先ほど石橋先生の方から公権力の行使という解釈の幅の問題、もう一つは、各大学から自主的に管理職に登用してほしいという意見がもっと広がったならば、あるいは各省庁間の意見の整合性が整ったならば再検討してもいいといったようなニュアンスのお話があるわけですが、その一番目の公権力の行使についての解釈の幅であります。

この公権力の行使には、旧来三つの解釈がございました。一つは、旧来の通説でありまして、公権力の行使の意義を行政主体の優越的な意思の発動として行われる作用と解する意見でありまして、わが国における田中二郎先生を中心とする意見です。これが、いわゆる公務員の法理を支えていたと言ってもよからうかと思ひます。その次、

いうものははや動かすことができないと思うのです。ですから、かつての公務員の法理を支えたところの旧通説は完全に覆っているのではありません、こうしたような覆っているところに論拠を持つということ自体が、開かれた姿勢とは思えないのだと私は考えられるのですが、いかがでしようか。

○宮地政府委員 公権力の行使に關しましての考え方の方の問題についてお尋ねがあったわけですが、大学の学長なり学部長というよりなる者につきましては、いわば、公法上の管理物利用關係の管理運営の最高責任者ということにもなるわけでございます。また、事務職員との關係で指揮監督というふうな關係もございまして、いわば、研究、教育と直接關係のない分野において公権力を行使するという立場にも立つわけでございます。したがって、ただいまのところ私どもとしては、そういう大学の学長、これは大学という点に着目すれば確かに私立大学であれ国立大学であれ、その点は機能としては変わらないと私は思ひますけれども、やはり国立大学の場合には国家公務員法の適用があり、また教育公務員特例法の適用というふうな、法令的に見ましても、国立ということから出てまいります。ただいま申しましたような公権力の行使ということに当たる分野が出てくるわけでございます。したがって、その外国人の管理職への任用を認めないという法理についての考え方というのは、私どもとしては従来の法体系の中から考えましても外国人に対する不当な差別ということにはならないと考えております。

さて、昨今の判例を見ますと、明らかにかつての通説、田中見解は崩れております。時間の都合もありましていろいろと触れることもできませんけれども、たとえば昭和二十八年、かなり早い時代でありましたが、福岡地裁飯塚支部判決におきまして、いわゆる国家賠償法一条、公権力の行使という解釈につきまして、教師が学校で非行事件の容疑者ないし関係者としての生徒を取り調べる行為、これは非権力作用ではありますけれども、公権力の行使に該当すると述べております。また、昭和三十八年一月十二日の宇都宮地裁判決におきましては、教師が教育のために生徒を支配する關係において、故意または過失によつて生徒に損害を与えたときは公権力の行使に当たるといふに言っております。また、昭和四十五年五月三十日の福岡地裁判決におきましても、小学校の場合ですが、学校行事の一環として計画され、実施された清掃作業中発生した生徒の人身事故について、これは公権力の行使というふうに認めております。このほか、昭和四十五年の大阪地裁判決、放課後の体操の練習に對して、あるいは昭和四十五年八月、福岡地裁の非行生徒への懲戒に對して、あるいは昭和四十六年、広島地裁の化学の実験における過ちについて、あるいはまた、昭和四十六年七月の大阪地裁の夏季水泳訓練中のそうした事故について、すべてこれを公権力の行使といふふうに認めておるわけでした、こうした流れと

し、本来大学における研究なり教育を國際的に開かれたものとするために、教授等の任用についてこの法律としては目的としているわけでございます。したがって、その趣旨からしまして、管理職につくことを特に立法措置として認めなければならぬかどうかという問題については、先ほど提案者の方からも御答弁があったわけござい

かと言つたのに対して、肝心の質問には何らお答えがなくて貴重な時間を長々と費やされるということは大変に迷惑だといふふうに思います。時間ですので、残念ですが先に進みます。

その次は、公立の小中学校の教諭に対する外国人の就任能力につきまして、ことしの五月三十一日付の文部省の見解が表明されております。これによりまして、「教諭の職務は、児童生徒の教育をつかさどることを内容とする」とともに、校長の行う校務の運営に参画する等、公の意思決定への参加と認められる事項をもその内容とするものである」と認められる。したがって、教諭の地位は、

と考えられる。「こう述べているのであります。この場合、この「公立の小・中学校の教諭」というところを読みかえまして、「教諭」を教授に、「児童生徒」を学生に、「校長」を学長へと切りかえますと、教授は学生の教育をつかさどることを内容とするとともに、学長の行う校務の運営に参画するなど、教授会などがあります、公の意思決定への参加と認められる事項をもその内容とするものであると認められる、したがって、教授の地位は、日本国籍を保有する者のみがこれにつき得るというふうになってしまひまして、この法案の根底が崩れてしまふのではないかと思います、いかがでしょうか。

○鈴木(勲)政府委員　質問の御趣旨を若干正確に理解し得ない点があるかと思ひますけれども、

いま先生がお挙げになりましたものは、公立の小中学校におきます教諭の職務がその法令に規定されておりますところからいたしまして公の意思形成に参与をするという内容であるというところから、公務員に関する当然の法理として、日本国籍を有する者のみがつき得るということを説明した内容でございます。これと、現在提案されております大学教員等の職に外国人を任用するといふことは、これはまた別な、任用における必要性とかいろいろの観点から検討されている課題であるかと思ひますので、その点は公立の小中高学校

ただけはすぐわがことと感ぜられたいと云ふに思ふのであります。

そこで私は、この大学の実情を踏まえて、これからの二十一世紀を目指しての大学論としての法案だ、このように理解しているのかかわらず、答えの方は依然として昔の論理のままから一歩も踏み出ようとしてこない。それが先ほど来言うように無理が起くるのではないかというふうに考えるわけであります。この点についてももう少し進みだしていきたいのですが、残念ですが、少し進みます。

さて、実は実態的に大学紛争というものが起こりました。そこでは、各大学は全共闘の学生によります全学封鎖、連日のごとき大衆団交というものが続いております。たとえば一九六七年、昭和四十二年一月に明治大学で全学ストが行われ、警察

力でこれを排除し、授業再開をいたしました。翌年、一九六八年、昭和四十三年三月には東大医学部紛争、ここで学生は卒業不能になりました。同年九月、東大、日大等の五十一大学で紛争が起きました。同じく九月、日大で約二万人の学生と徹夜団交が行われました。同年十一月、東大の大河内学長は紛争責任で辞任いたしました。同年十二月、東大、教育大で入試の中止が決定されました。年を越えて一九六九年、昭和四十四年一月

には、有名な東大七学部集會が行われまして、生約一万人を前にして、紛争解決のための確證書を取り交わされました。同年一月、東大安田講堂、八千人の機動隊で封鎖を解除いたしました。同年七月、大学法案反対闘争の出現。紛争大学は百十二校に拡大しました。同じく同七月、衆議院では大学法案の強行採決。八月、百一校の大学学長が大学法に対し非協力、無効化の意思を表示いたしました。同じく九月、東京日比谷で全国全生闘の結成がなされる。実はこういう時代があったわけでありまして、このときに、もし総長なりあるいは学部長だけが管理者である、教授会メンバーである、教員は管理者でないのだ、研究、教育だけに専念すればよいのだというならば、大衆

交に出る必要はないのであって、自宅で自分の好きな研究に専念し、論文を書き、業績を残せばよかったのであります。しかし、われわれの友人である学部長、先輩の学長が連日の疲労の中で倒れているのを見るに忍びないし、また同時に、学部長も学長も引き受ける人がいなくなつて、われわれを補佐してくれるなら引き受けるからということでもって、教員も自分の研究を放棄して、できない管理責任といふものの一翼を担うようにして、大学防衛の中に一生懸命立ち向かつた時代があつたのであります。この法案によつて教員といふものは研究、教育にだけ専念すればいいのだといふふうなことがあるならば、こうした紛争のときに一生懸命にかつた教員といふのは過ちであつたといふことになるかと思ふのであります。これに對してどのようにお考えでしょうか。

○宮地政府委員 先ほど来御説明申し上げている点は、教員の職務としてももちろん教授会に参加をし、したがつて、その限りでは、教授会の機能としては重要事項を審議するための教授会でございすし、具体的に大学の管理運営にも加わることになるわけでございす。ただ、その点をまさにこの立法によりまして外国人の教授に任用することとし、かつ、その点は議論のある点でございす。教授会の構成メンバーに加わり、かつ議決に加わるところまで踏み込んで対応するというのが今回の法案の立法の一つのねらいでもあるわけでございす。教授会の一員として管理、運営にはもちろんかかわることになるわけでございす。基本的には提案の理由にも述べられておりますように、大学全体を開かれたものとし、国際化を図りということがねらいでございまして、その点は、教授会の構成メンバーとなつて議決に加わるといふ点に着目すれば公権力の行使に当たる部分になるわけでございすけれども、それを今回の特別の立法措置によつて、議決に加わることと認めるといふ趣旨で外国人を教授に登用するといふ道を開いたわけでございまして、この立法の趣旨からすればその点は御理解をいただける点

ではないか、かように考えております。

○三浦(憲)委員 いまの答弁では全く理解ができないのです。いわゆる大学の実態と余りにも遊離し過ぎてしまつていふからで、大学の教員といふのは研究、教育の役割をもちろん主として担ひますが、同時に教授会メンバーなり評議会メンバーなり、同じ教員として同時に学部長なり学長をやつてみたり、あるいは場合によつては私学に至つては組合の役員をやつてみたり理事会メンバーになつてみたりといふか、いろいろの役割りを担わざるを得なくなつてきているということでありまして、切り離せないのだということでありす。また、研究、教育といふものは、自分の研究、教育を支えるために、守るためにもいろいろな役割りをしなければなりません。

そこで、次には大学の自治に關連して質問をしたいと思ひます。

大学の自治、これもせんだつて京都大学を訪ねたわけでありすが、時間もございせんので私の方から概略述べます。

まず、京都大学の大学自治の歴史を振り返りますと、岡村教授の遺言事件といふのが一九一一年、明治四十四年の年に起こつております。ここでは、その教授が述べました民法上の学説でありすが、そうしたものが時の政府がためであるといふことによりまして、この教授は辞職させられるようになってまいりました。いわゆる教授の研究、そしてそれを発表する自由といふものがなくなつたのでしよう。そして、次に沢柳總長事件といふのが一九一三年、大正二年に起こつております。この事件で総長は退陣いたしました。むしろ総長は研究、教育を重視すると述べたのですが、しかし、その教員の選任、任用に当たつては自分が決めるのだ、いわゆる人事の専断であつたのでしようか、そのために教授会から批判が出まして、以後教授会による教員人事の自主決定権といふのが内規により定められることになりました。そして、河上肇教授の事件ですが、一九二八年、昭和三年に起こりまして、河上教授は辞職いたしました。

た。ここでは政府の圧力を受けまして、教授会が形式あれども実質なしといふのでしようか、教授会の自主性の名によつてやめさせられております。それから、京都大学には滝川教授事件といふのが一九三二年、昭和七年に起きました。ここでは教授は免職させられております。例の刑法読本などが発禁されました。そして、教授会が一致して教授の方を守つたのですが時の政府の圧力によつて無視され、一時は教員全員が辞表を提出するといふふうな目になつたのであります。

すなわち、大学教員が研究、教育に専念し得るためには、外は政府による干渉、内は学内の過激派や学生たちの干渉を排除しなければならぬのであります。このため大学教授は、政府に對して、公の意思に時によつては逆らひ、また過激派学生に對しては時によつては厳しく公権力の行使をもつて対処しなければならぬことがある。これがこれまでの大学の自治の歴史を切り開いた教訓であると思ふのですが、いかがでしようか。時間ですので簡単にお答えいたします。

○宮地政府委員 御指摘のとおり、大学の自治といふものは尊重されなければならぬ大變基本的な原則ではないか、かように考えております。

○三浦(憲)委員 その答えの中で、大学の自治、私は、政府の干渉によつても大学の教員の研究、教育は守り切れないこと、そして内にあるのは、大学内のそうした過激派集団がばつこしても研究、教育が守り切れないものであるといふことを言つたわけであります。それを守るためには、いま言ったように仮に政府のどんな圧力があつてもその圧力に屈しないように、場合によつては公の意思の形成に對しても逆らうことが出てくるのだ。それではそういうのは教員になつてはいけな者なのか。外国人であらうと一教員となつて来れば、一教員として、あるいは教授会メンバーとして、同じような立場に立つことなきにしもあらずであります。かつての大学紛争は産学協同的な問題を中心として高度経済成長の中で行われまして、しかし、これからは日本が再びいわゆる軍

国主義への道を逆行しようとするならば、軍学協同といふ中で大学紛争は再燃する可能性を持つてきます。その中における大学教員といふのはまた大變むずかしい立場になつてまいります。そのときにも一度振り返りまして、大学教員が単に研究、教育だけでいいものならば、そういう紛争のときには、学校へ来ないで家へ帰つちやう、あるいは大学へ来ても研究室だけに閉じこもつて自己個人的な研究だけに没頭してしまふようになつて、大学はみずから物理的に崩壊をたどることになつてしまふのではないかとことを私はおそれます。

さて、時間でございますので、あとは質問といふことではなくて、冒頭申し上げましたように、質問の主要点だけを発言させていただきます、終わりたいと思ひます。

初めに、法案提出に至る経緯について。第一次案が五十三四年四月に、第二次案が五十三五年五月に、第三次案が五十三五年九月に、第四次案が五十四年三月に、そして本案が出てきたわけですが、この間の異同關係について意見を承りたい。むしろ、この資料によりまして、第一次案の方が管理職への道も認められておつたりして進んでおつたように思ふのですが、時間をかけた法案がなぜおくれなければならなかつたのかといふ問題点であります。

その次の問題は法案の解釈で、第二条第一項の文理解釈からは管理職となることを制限してないわけでありす。また、第二条第三項の文理解釈からも任期制の採用とは言えないわけでありす。それがなぜどういふ解釈によつて変わつてくるのかといふ問題であります。

それから外国人の人權に絡みます。外国人の人權で著名判例は例のマクリン事件判決、第一審、第二審と揺れ動きまして、一応最高裁の判例が確立されておるわけですが、一つに、各大学が外国人教員の採用を自主的に仮に決めたとしても大学の自治であります。国は国の判断でその入国を時として拒否することもあり得るのではないか

ということですが、次に、同じようにして、滞在期間の更新を申請したときに、時として国は更新の許可をしない旨の処分をすることもあり得るのではないかと問題点。

それから、外国人が日本の憲法上の取り扱いを受ける場合、人権の享有主体たり得るかにについては三つの説があります。不適適用説、部分的適用説、性質的適用説の三説があるのですが、御提案者はどの説に立たれようとするのかということですが、もし性質的適用説に立つとされるならば、大学への外国人教員の任用は、日本国民のみを対象とする参政権のような場合と異なっており、学際性から来る人的交流としての意味を持つものであるから、もっと早くから認められてよかつたのではないかと問題点です。

それから、少し細かいのですが、仮定の問題として、産学協同による共同研究の成果としての情報交換の限界についてであります。去る六月、電算機産業スパイ事件でアメリカのFBIに産業スパイ容疑で日本人六名が逮捕され、ほかに日本にいる十名に対して、盗難資産移送の共謀という容疑がかけられておりますが、こうしたような産学協同下におけるいわゆる研究活動と情報交換というものの限界点についてです。二番点、同じようにおとり捜査が容認される場合、産学協同や軍学協同による共同研究にはどのような注意を払ったらよろしいものか、その限界についてであります。同じく、国公法百一条に秘密の規定というものがあつた。共同研究等によって秘密が漏れる、外国人教員が本国に帰った後にこれを漏らしたような場合どのように考えたらよいのかという問題。

あるいはまた、国公法百二条一項の「政治的行為」、同じく人事院規則一四の七の「政治的行為」に外国人教員が触れた場合に、一つ、その処置はどうなるのか、二つ、また学内の処置と国の処置とが異なつた場合にはどうなるのかという問題があります。

またその次に、服務宣誓の問題で、日本人教員

の場合と同じ取り扱いをするものかどうかであります。国公法九十七条の「服務の宣誓」及び地公法における「服務の宣誓」の問題、これは一般公務員であります。同時に、国公立教員の場合の教特法十一條の問題がかかつております。どのように行われるのか。そしてそれがアメリカの場合ですと、服務宣誓を行うとアメリカの国籍を失うという関係をどうするのか。

あるいはまた同時に、逆に服務宣誓を行わなければ、国公法九十六条あるいは地公法三十条に言います「服務の根本基準」との関係に絡んで、国民全体の立場と学際性との関係をどのように理解するかという問題があります。

また、外国人教員の任用に絡んで、外国人が外国籍を持つ場合と、無国籍者を含まれるならば外国人としての無国籍者を任用した場合に具体的にどのようない問題が想定されるであろうかという問題があります。

そのほか、まだ幾つも残されておりますけれども、質疑時間が終了という紙が入つておりますので、大変残念であります。幾つもの質問を少し言い残しまして、これをもって質問を終わらせていただきます。

○青木委員長 栗田翠君。

○栗田委員 外国人教員任用法案に関連して質問いたします。

学問に国境はなく、わが国の学術研究を充実発展させていくためには、国際的な学問の交流というのはいくら進められなければならないと思ひます。そういう意味でも、この法案はこのような世論にこたえたものだと思ひております。

ところで、けさほど先日の京都大学への委員派遣調査の報告がされておりましたけれども、この中で、「京都大学においては、教育、学術の国際交流について特に努力をしており、欧米、アジア諸国からの研究者の受け入れ状況は、云々」ということも書かれておりますし、また、研究者の中にどのような国からの研究者を受け入れているかというところで、欧米諸国はもちろん、中国三十六

名、タイ十一名、その他六十五名の計百九十四名があるというふうに述べられております。京都大学だけでもこれだけの諸外国の研究者を受け入れているわけで、今度の法案がもし成立した場合には、このような研究者の中から教員になられる方たちがどんどんふえてくるだろうと思ひつております。

それで、まず大臣に伺ひますけれども、この教育、学術の交流にとつてどうしても必要なものというのはいまだに諸外国との友好関係だと思ひます。いかがでしょうか。

○小川国務大臣 御同感でございます。

○栗田委員 それを大切にしていかなければならないときに、いまそれを脅かす問題が出てきているわけで、これがいま問題になっている教科書の問題だと思ひます。特に、新しい事態として韓国からの公式の抗議を含めた申し入れがあつたことが本日正式に報告されたわけで、中国に引き続いて、重大性は一層増加しております。これに対して、この国際交流、友好関係の維持という立場に立ちましても、文部大臣はどういう姿勢で対処していこうと思ひます。

○小川国務大臣 仰せのような趣旨からも友好関係を促進していかなければならない今日の時期に、このような事態を生じたことは非常に残念に思ひておりますので、当方の立場、当方の真意を正しく理解してもらふことに努力をいたしまして、友好関係を損なうことなしに問題を解決するためにこれからも努力していきたい、こう思ひております。

○栗田委員 その御努力の申身なんですけれども、韓国側も良心と良識に訴えてという申し入れで、具体的措置を強力に要求してきているようでございまして。中国もそういう立場です。昨日の朝刊などを読みますと、文部大臣がこのことに関係していろいろ発言をなさつていらつしやる中で、「記述の再改訂に含み」などという形で報道もされております。つまり侵略という言葉を使入とか

進出とかに変えたことを初め、記述の再改訂の可能性も考へていらつしやるかと思ひますが、その点はいかがでございますか。

○小川国務大臣 私は、繰り返して申し上げておきますように、わが方の真意を理解していただくことによつて問題を解決したい、こう考へておりますので、改訂された部分を原稿本のとおりに戻すというふうなことは一度も言及しておりません。度々も申し上げております方針で努力をしていきたい、こう申し上げておるわけで、格別含みのある発言をいたしたつもりはございません。

○栗田委員 「書き直しに応ずる」気持ちがないというつもりで申し上げたことではない」とおっしゃつたというふうな報道がありました。そのではないのですか。

○小川国務大臣 中国の政府の要求は、教科書を原稿本記載のとおり直せ、かような要求が出ておるわけで、私はこれに對してさうなことはいたしませんというふうな高飛車な態度はとりたくございせんので、その問題に触れておらないわけでございまして。もし、幸にしてわが方の立場、わが方の真意が十分理解されまざるならば、あるいは中国の政府にいたしましては、あくまでも当初の要求に固執することなしに問題を解決されるかもしれない、このように期待をいたしております。

○栗田委員 簡単に伺ひたいと思ひておりますけれども、いろいろおっしゃるのですが、その真意というのは何の真意ですか。

○小川国務大臣 これは文字どおり、一口に申し上げて真意でございますが、私も軍國主義を復活しようとかあるいは歴史の事実を改ざんしようというふうなことは毛頭考へていないわけでございまして、問題点として指摘されております個々の具体的な事項につきましてはそれぞれ理由があつて検定をいたしておるわけでございまして。それらの理由についても、これを正しく理解をしていただきたい、こう考へておるわけで、それらのこ

とをひくくするめて真意と言っておるわけでございます。

○栗田委員 昨日新聞を見ますと、中国の新華社通信が南京大虐殺の写真を五枚配付したということが報道されて、その中の特にひどい写真が掲示されておりました。特にひどいかどうかはわかりませんが、報道されておりました。また、きょうの新聞を見ましたら、引き続いて有名な三光作戦の焼き尽くされた家の写真などが載っておりました。それに付け加えて中国側などが言っているのは、これは歴然たる歴史の事実である、しかしこの南京大虐殺の問題についても、教科書が修正されたという点で非常に遺憾である、これをものと復せという要求も出ておると聞いておりますが、これについてどう対処なさるのでしょうか。

○小川國務大臣 本日は法案の御審議を願っております。私個人が御審議の具体的な問題について余りくどくど申し上げることは差し控えておきたい。ただ、きょうの御審議は、明日の御審議に比べて十分時間をかけて御審議がなされるというわけでございます。ですから、多くを申し上げませんが、たとえば南京大虐殺でございますけれども、南京の占領に際して、日本軍が中国の多数の軍民、軍民と申しますからもちろん非戦闘員も含まれておるわけでありまして、これを殺害して国際的な非難を浴びた、このように検定を経た教科書は記載しておるわけでございます。検定によって著作者が自発的に修正意見を入れて削除した部分は、たとえば二十万人という数字でございますが、言うまでもなく、歴史の記述は信憑性ある史料に基づいた客観的な事実を書くなければならぬ。二十万人という数字には十分な根拠がございませんので、この点を指摘いたしました結果、著作者の方で二十万人という数字を削除いたしました、かようなわけでございます。文部省といたしましては、繰り返しになりますが、歴史の事実を改ざんしようなどとは考えておられない。ただ、歴史の教科書でございますから、客観的な事実に基づいて物事を判断する能力を養

うというのが歴史の教科書というものでございましょうから、事実に基づいた客観的な記述では必ずしもないと思われる部分については、削除なさったらどうでしょうかという要求をいたしておるわけでございます。

○栗田委員 日中の友好、日韓の友好、また日本とアジア諸国との友好ということで私は伺っているわけでございますが、そういう態度をおとりにいたしますと、友好関係というものが破壊されていく事態にもなっているのではないだろうかと思はれて、あえて質問をしておるわけでございます。

実は昨日、家永教授に直接お電話をいたしました。高校日本史の検定をめぐらる問題を伺いました。家永さんがお書きになった南京大虐殺の記述は三省堂の「新日本史」にあるわけですが、あれも、四十八年の検定ではこれがフリーパスであったそうですが、昨年も改訂のままだと残って、たまたまになって修正意見がついたというお話です。しかも修正された中身というのが、先ほど歴史の事実を変えるつもりはないと大臣はおっしゃっておりますが、また当時の戦争の責任を回避するつもりはないのだとおっしゃっているのですけれども、その初めの記述が「南京占領直後、日本軍は多数の中国軍民を殺害した。南京大虐殺と呼ばれる」と書かれていたものが、書き改められて「日本軍は中国軍の激しい抵抗を撃破しつつ激進裏に南京を占領し、多数の中国軍民を殺害した。南京大虐殺と呼ばれる」というふうに、いかににもどさくさの中で興奮状態であったからそうなのではないかという書き直された。そして人数などは正確だということ、多量の」というふうに直しているわけだけれども、そこが手直しをされて、中国からの抗議でも、「占領直後」ということを消させたとか、日本軍が組織的にやったという記述を変えさせたというのはいずれの事実にもとるものである、事実、占領直後、多数が殺され、日本軍が組織的だったのだということを言っているわけですね。ですから、こういうことがあくまでも直されずにいたならば、これは幾ら理解を求

めるとおっしゃっても理解は得られないだろう、日中または日韓の友好ということとは図れないだろうと思ひます。

それ、特にこれに關係して、当時調査官が、鈴木明氏の書かれた「南京大虐殺のまぼろし」という著書なども提示して、つまり南京大虐殺の事実が確証がなかったのだという引用に使ったそうですね。これは事実でしようか。

○鈴木(勲)政府委員 ただいまお挙げになりました家永教授の日本史は昨年度の検定のものでございまして、中国が例に挙げておられますのとは若干違ふのではないかと存じます。

○栗田委員 ちよつと済みません。いま聞き落としました。まことに済みません。

○鈴木(勲)政府委員 栗田先生がいま家永教授の著作の日本史の例をお挙げになりましたが、それは昨年度の検定にかかわる日本史の教科書でございます。いま大臣が申し上げたものと、あるいは中国において例に挙げておられるものと、これは違う教科書の例をお挙げになったのではないかと存じます。

○栗田委員 余り詳しく入ってしましますと法案の審議からずれていきますので、ほどほどにいたしますが、ことし新たに検定されて修正されているという中身で言われている内容です。しかも、こういうわけでは、大臣が、歴史の事実をゆがめることはすべきでない、それから、日中の国交回復に当たって戦争責任を深く反省していくという言葉を書かれている、それに沿っていくのだということをおっしゃいますけれども、そういうことにも非常に差し支えのあるような、問題のある内容になっているというふうに私は思ひます。

あさってまた集中審議がされるということですので、さらにあさって引き続いて伺っていきたくは思ひますけれども、歴史の事実にもとるもの、それからもし非常残酷な虐殺がやられた場合に、これを次代の子供たちに伝えて反省をしていくという態度を日本の政府が持ち続け、特に文部省が教育の中で持ち続けていくということ

は、日中、日韓の友好のために必要であり、そのことがいまま非常に要求されていると思うのですが、その点についてはどうお考えになりますか。

○鈴木(勲)政府委員 日中友好の精神とか日中共同宣言に盛られた精神については、これは現代社会とかあるいは日本史の教科書におきまして明記をされておまして、大臣の申し上げました趣旨は、全体の記述の中においてそういう精神に従って記述がなされているのであるから、教科書全体をあらためたいだきまして、そういう日中友好を損なうような、あるいは軍国主義であるとか、あるいは日中友好の精神に反するといふようなことは毛頭考えていないといふことを全体として御説明申し上げ、真意を御理解いただくような努力をするといふことを申し上げたわけでございます。

教科書につきましましては、そういう配慮とともに、個々の記述における客観性、統一性、いろんな観点がございますから、そういう観点から個々の記述についての意見を申し上げ、それに従って教科書が適切に形成されていくということでございます。その個々具体的な問題と全体を流れる記述の精神とを御説明して、真意をお伝えするということをお願いいたします。

○栗田委員 大臣に伺ったのですが、初中局長お答えになりました。改めて大臣に伺いたいと思ひます。そしてこの問題については切り上げたいと思ひます。いま私が伺ったのは、残酷な過去の歴史の事実があつても、それを子供たちに伝え、二度とこういうことを起こさないように反省させていくこと、これこそが戦争への深い反省であると思ひますが、そういうあり方について大臣は御賛成でしょうかと伺ったのですが、いかがですか。

○小川國務大臣 事実を事実として伝えまして、厳しい反省のよすがとすること、仰せのとおり必要だと存じております。

また、南京事件でございますが、占領に際して、多数の軍民を殺害し国際的な批判を受けた、こういう記述は、あるいは不十分であるというそ

しりを免れないかもしれませんが、歴史の事実を改ざんしたという言葉に当たるとはどうか、私はその点疑問に思っています。

いずれにいたしましても、基本的な姿勢は先生がただいま仰せられたのと全く同様でございます。あくまで事実を事実として記載しなければならぬ、ただし歴史でございましてから信憑力のある史料に基づいた史実を書かなければならない、こう考へておるわけでございします。

○栗田委員 まだ伺いたい点はたくさんありますが、それでは次の点に移りたいと思ひます。

法案の第二條などに關連して質問をいたしますが、初めに確認しておきたいのですけれども、大学の学長や学部長に就任が制限されておりますが、それ以外はすべて大学では教育公務員特例法が適用されると解釈してよいのかどうか、この法の解釈で法制局に伺いたいと思ひます。

○松下法制局参事 お答え申し上げます。

この法律によりまして任用されます外国人の教員につきましては、当然教育公務員特例法の適用はあるわけでございします。

○栗田委員 もう少し具体的に伺いますと、それではこの場合、学長や学部長などの被選挙権が与えられないだけで、それ以外には日本の教員の権限と全く同じと考へていいのですか。

○松下法制局参事 お答え申し上げます。先生仰せのとおりでございます。

○栗田委員 それで、この第二條第二項の規定について伺いますけれども、これが「妨げられるものではない」という規定になっておりまして、文言上直接的に学長などへの就任を禁止しているものではないと思ひます。それで、大学が今後必要に応じて学長などへ選出したとしても法律違反とはならないと言へるのではないのでしょうか。

○松下法制局参事 お答え申し上げます。

今回のこの法律案は、いわゆる公務員の就任能力に關する法理を前提といたしまして、国公立大学の教員、すなわち教授、助教授及び講師に外国人を任用することにつきましては、その法理の例外を設けるに足りる特別の合理的な理由があるとして認められるということを根拠といたしまして立法措置によりその任用の道を開いたものでございまして、規定の設けられていない学長、部局長等の管理職に外国人を任用することはできないわけでございます。

○栗田委員 そういうお話は先ほどから幾度も伺っているのですが、私が伺っているのは、それらもあくまでも法理解釈に立ったものであつて明文化されているわけではありませぬし、また公務員が公権力の行使者であるということ自体も——だから外国人を任用してはならないということも明文化はされておられません。ですから、そういう法理解釈があることによつたとえ大学が学長を選出しても文部大臣は任命なされないかもしれないけれども、選出すること自体は法律違反にならないのではないだろうかというところでいま伺つたわけなのです。また、法理解釈そのものを、教育公務員の場合には、日本學術會議などは違つた解釈をしておりませぬ。そういうことも含めていま伺つておるわけでございします。

○松下法制局参事 お答え申し上げます。先生の御指摘は、この法律案には外国人を学長、部局長等に任用することを禁止するという明文はないということから、現実に任命するかどうかはともかくとして、仮に任用してもこの法律違反ではないのではないかと御趣旨であらうかと思ひますが、いわゆる公務員の就任能力に關する法理というものがございまして、この法律で特にその法理の例外として任用することができるとを明らかに定めております教員、すなわち教授、助教授及び講師以外の職に外国人を任用することはこの法律のもとにおいてできないと解さざるを得ないと思ひつてございします。

○栗田委員 私がこれを問題にしますのは、大学の自治とかかわりで問題にしているわけですが、けれども、大学の自治というのはあくまでも国家権力からの分離、独立を本質としているという考え方、これは広く定着していると思ひます。そうなりますと、その中での人事の権限も国が法律その

他で決めていくということになれば矛盾が出てくるのではないかとこの関係で伺つておるわけでございます。ですから、文言上禁止しているものでなければ法律違反にはならない。ただししかし、こういう法文があれば大学側が自主規制していく効果はあると思ひますけれども、そういうかわりを持つておるのではないかとこのことで伺つておるのですが、そうではないのですか。

○松下法制局参事 お答え申し上げます。

先生の御趣旨は、要するに理論上外国人を大学の学長あるいは部局長等の管理職に任用することができないのかどうか、そういう御趣旨のお尋ねであらうかと思ひますが、これにつきましては、公務員の就任能力に關する法理というものをご前提として考へられなければならないわけでございます。それで、外国人の学長、部局長等への任用の可否につきましては、公務員の就任能力に關する法理との關係はどういうふうになるべきかということになるわけなんでしょう。

○栗田委員 いまおっしゃられたような中身も含めて、本来でしたらこれは大学の自主的な判断に任せたい方ではないかと私は主張したいわけでありまして、この問題はそういうことですが、次に移ります。法制局、ありがとうございした。

提案者に伺いますが、いまとのかわり合ひですけれども、そうなりますと、私立大学との整合性の問題で矛盾が出てくるのではないだろうかと思ひます。まず、公教育を担うものとして国公立の大学とそれから私立の大学の果たすべき役割は同質のものだと思ひますが、いかがでし

うか。

○石橋(一)議員 お答えいたします。

まさに、国公立、私立の学長、学部長というのはそのものに関しては差異はないと思ひます。ただ、今回の法案そのものが、いわゆる私学ではなく、国立または公立の大学における外国教員の任用の特別措置法です。特別措置法ということでは法理に穴をあけ、その限界がどうであるかという上立つて、そして提案をいたした教授、助教授または講師だという考へ方であるわけでありまして、ただ、午前中あるいはこの前のときからお答え申し上げておりましたが、現実的な中においてそのような必要性等があった場合は、これはやはり積極的に考へねばならない、こう思つております。

○栗田委員 それではちよつと飛ばしますが、任期制の問題について、次に伺いたいと思ひます。

提案者は、先日、七月七日の文教委員会での質問に答えられまして、任期制について、希望する人の考へや大学側の考へ方もあり、両方の要請を満たすのがよいという判断で大学管理機関に任せられる、したがって定めなくても法律違反にはならないというふうにご答へしていらつしやいます。これはそのとおりでよろしいでしょうか。

○石橋(一)議員 お答えいたします。

そのとおりでございます。

○栗田委員 そうしますと、その任期制条項というのはわざわざ設ける必要はないのじやありませんか。それはなぜ設けられたのでしょうか。

○狩野議員 お答えいたします。

この任期制を設けた意味は、大学などにおける国際交流は一定の研究目標のもとに研究機関などが定められて、そして実施されるべきが一般的であります。これに対応するためには年限を切つて人材を任用するということも予想されることであり、もう一つは、大学がより積極的に外国人の任用を行うためには任期制というローテーションシステムをとることがその受け入れをより円滑化するということ、それからもう一つは、外国人本

人及びその招聘される外国人の所属する機関の承認を得るために任期があった方がいろいろな意味で便利であるという場合も想定されるので任期制というのを入れたわけでございます。

○栗田委員 しかし、大学側の管理機関に任せて、そこでいままのような判断から、この方にはこういう任期が必要であると考えたらそれを大学側が決めていくという、あくまでも自主的なやり方をさせていくということになれば、わざわざ設けなくても必要であれば大学側で任期をつくっていくでしようし、したがって、さつきおっしゃったように、定めなくても法律違反にはならないのであれば定める必要はないのではないかということ、そこをもう一步お考えを伺いたいと思うのです。

○狩野議員 いろいろ御意見があらうかと思えますけれども、せんだって京都大学に参りました折にもそういう現場からの御意見もあり、それから実は私の地元の茨城大学において各先生方との話し合いの中で、国内的に日本人の先生を大学に任用する場合にいろいろな意味でその先生の資質や学校の授業にかける意欲とか、それからほかの先生方と協調していくのかどうかというようなことはわかるけれども、外国人教授の場合には、外国から招聘する場合にそういう意味でいろいろな面でまだ不安定なところもある、したがって一応そういう任期を決めさせていただいた方が実質的な運営上好ましいのではないか、そういう御意見もございました。

○栗田委員 それではちよつと角度を変えて伺いますけれども、ことしの四月十二日の官庁速報にこんな記事が出ておりました。それは、「議員立法だからできること」と表題がついていたのですけれども、内容を読みますと、「二月中旬から始めた法案作成作業は順調に進み、三月中旬には部会の同意を取り付けた。ところが、いざ政審レベルに上げる段になって、総括担当政調副会長の、ここにいらつしやるのですが、「西岡武夫氏が、「国、公立大教授に任期制を適用する突破口とし

て、まず外国人に任期制を導入すべきだ」とおっしゃって、「二」もかく、西岡さんを崩さぬことには、にっちもさっちもいかない」状況に。一になったなど書かれてありまして、「そこで、「任期は大学管理機関が定めるものとする」との、読み方によつては大学の判断で任期を定めなくても済む。玉虫色」の条項を加え、なんとか同氏のOKを取りつけた。だが」とか何とか書いてあるのです。いろいろ出ておりますが、一体ここに書かれていることはあったのでしょうか。こういう経過はあったのでしょうか。

○石橋(一)議員 お答えいたします。

午前中の答弁の際もある程度触れたわけですが、いわゆる御所論の、いまお話しのようなところまでの深い突っ込み方はそんなにいたしてありません。ただ、問題は、外国人だけに差別をしていいのです。いまの日本では教授は任期はしないわけでありませう。外国人だけに差別をしていいのかという議論、一方また、かえって、初めての試みであるので、そういう差別論の上でなく、いろいろなことが考えられるので任期を定めた方がいいという議論、このような両論があったことは間違いない事実であります。そうしたこととで最後まで詰めていったところはそれぞれの雇われる人、そしてまた片方雇う人、機関、結局そこで決めていく以外はないだろうという考え方でこのような決め方にしたわけでありませう。

○栗田委員 そうしますとこれは問題が出てくるのですけれども、いまのようなお話で、外国人だけに差別をしていいのかということがひいては国公立大学教授に任期制を適用する突破口としてつながっていくことになると思います、これはまた相当な論議が必要になってきてしまうわけですね。これは大変大きな問題だと思ひます。

この任期制の問題というのは、以前中教審が二回はど任期制の導入について答申をしていらつしやると思ひます。昭和四十六年の中教審答申では、「大学の内部管理体制の合理化については、たとえば同一大学内の継続勤務年数に限度を設け

ること。」云々といったような答申をしていらつしやいますし、それから四十九年の国際交流に関する答申でも、国公立大学へ外国人教員を受け入れる際には、これは外国人ですが、任期を定めるということも答申をしていらつしやったわけですね。しかしこれがいままで実現していないということは、やはりこの背景に多くの合意が得られなかったという事情もあったことは確かです、もし日本人教員にまで任期制を設けていくという問題につながって発展していくのですとなかなか大変な論争になってくるだろうと思ひます。

それで、一体そういう心配があるのか、日本人の大学教員に対してこれを契機に導入を図ることはいらないかと考えていらつしやるのか、そこをお考えを伺いたいと思ひます。

○石橋(一)議員 お答えいたします。

日本人の大学の教員の任期の問題、これはこれとしまして、御所論のような意見、任期は定むべきではないという御意見もあります、定めるべきだという御意見もあります。そうしたことについてはこの法案とは切り離して、どこまでもその問題はその問題として討議をすべきことである、こう考えております。

○栗田委員 それでは、もう一度はっきり確認させていただきますが、この法案成立を契機に日本人の大学教員に対する任期制導入を図るつもりはないということですね。

○石橋(一)議員 そのとおりです。

○栗田委員 この点については提案者ばかりでなく文部省からはっきりした御見解も伺いたいと思ひますので、大臣のお考えを伺いたいと思ひます。

○小川国務大臣

文部省といたしましては、ただいま提案者からお耳に入れたとおりの考え方でございませう。

○栗田委員 次に、高校以下の外国人教員の任用問題について伺いたいと思ひます。

先ほどもちよつとお話は出ていたと思ひますけれども、官庁速報などによりますと、文部省は今

回の法案成立を新たな根拠に高校以下の外国人教員任用を認めない指導を強化しているといったようなことが報道されております。たとえば六月四日の官庁速報に載っておりますが、この基本的な考え方を説明していただきたいと思ひます。文部省に伺ひます。

○鈴木(勲)政府委員 文部省といたしましては、従来から公立の高等学校以下の学校に外国人を任用することにつきましては、いわゆる公務員に関する法に基づきまして正規の教諭として外国人を任用することはできない旨の指導を行つていたわけでございませうが、特に現在審議されている法案に関連いたしまして都道府県の主管課長等いろいろな照会がございましたし、また疑問が寄せられたりいたしましたので、そういう人事課長等の会議におきまして誤解のないように指導いたしましたわけでございまして、この際指導を強化したというものではございませう。

○栗田委員 それでは、この法案との関係というのは特になんというのですか。

○鈴木(勲)政府委員 この法案の理由等に述べられておりますように、これは本質的に国際性格を有する学術研究、教授を目的とする大学における教官の任用と高等学校以下の教育とはおのずから異なるわけでございませうから、前者につきましてはいま御審議の特別立法をもってこの適用を図るというところでございませうし、高等学校以下の公立の教員につきましては、大学における外国人教員の採用の必要性という観点とは違ひますので、従前どおり当然の法理に基づきまして、正規の教諭として外国人を任用することは今後ともしないというところで指導してまいっているわけでございませう。

○栗田委員 都道府県教育委員会やそれから政令指定都市で現在外国人任用を認めているのは何県何市あるでしようか。

○鈴木(勲)政府委員 三県一市でございませう。

○栗田委員 そのうちで今回の文部省の新たな指導で外国人任用を認めない意向を打ち出している

よりいふところというのがありますか。

○鈴木(勲)政府委員 たいだいま申し上げました三県一市はこれまで任用したところのごさいます。そのほかに教員採用試験におきまます国籍事項等を取扱して採用についての原則を定めておるという県は多いわけがございます。

○栗田委員 いま小中学校、高等学校で外国人が任用されている数はどのくらいでしょうか。

○鈴木(勲)政府委員 二十八名でございます。

○栗田委員 すでに任用されている外国人教員については従来どおり扱うのですか、どうしますか。扱ふべきだと思いますが。

○鈴木(勲)政府委員 この点につきましては、従来から外国人教師の任用について当然の法理に基づいてこれはできないという指導を行ってきたわけでございますけれども、すでに採用された者につきましましては、その者の身分保証とかいろいろの観点があろうと存じますので、各地方公共団体の判断と申しますか、それにゆだねざるを得ないというふうにごさいます。

○栗田委員 小中学校などの教員採用は本来、権限が都道府県教育委員会にあるわけですから、その都道府県教育委員会に今後の任用のあり方も任せるべきではないでしょうか。その辺はいかがでしょう。

○鈴木(勲)政府委員 教諭の身分は学校教育法によりまして定められ、かつ職務についても定められておるわけでございます。また、正規の教諭に外国人を任用するかどうかということは公務員任用上の基本的な問題でございますから、文部省は都道府県教育委員会等を通じて地方行政に対して指導、助言、援助を与える責任がございますので、そのような基本的な事項については当然指導をしなければならぬと思っております。今後その方針によって指導をしてまいりたいと考えております。

○栗田委員 時間がありませんので最後になりますけれども、教育は不当な支配に服さないという教育基本法十条の条文もあるわけですから、果たし

て小中学校の先生たち、確かに公務員ではありませんけれども、一般公務員と同じような考え方でそのような制限を加えるべきかどうかというのは大変意義があるわけですね。それから先ほどの大学の問題でも、日本学術会議が法理解釈について、特に大学教員の場合には疑義を唱えているわけですね。私はその考え方には異議を唱えておるわけですね。また、時間が参りましたので、これだけ申し上げて、質問を終わりにいたします。

○青木委員長 河野洋平君。

○河野委員 法案について少しお尋ねをしたいと思います。

本法案は石橋さん以下の議員の方々によって提案された法案でございますが、この法案に文部大臣は御賛成でございますか。

○小川國務大臣 賛成でございます。速やかな成立を期待いたしております。

○河野委員 なぜこの法案を文部省が提案をされなかったのか、理由を伺いたいと思ひます。

○小川國務大臣 文部省といたしましては、學術、教育の国際交流ということに非常な大事な事柄だと考えておりました。この法律案と同趣旨の立法をしたい、かような考えで関係省庁と調整をいたしておたわけでございますが、調整半ばにしてこの法案が出てきた、こういうことでございます。

○河野委員 大学局長、もう一回御答弁をいたしたいと思ひます。

○宮地政府委員 従来、この趣旨の法案の必要性については、先ほども経過の際に申し上げたわけでございますけれども、最初に五十三年一月に衆議院本会議におきまして河野先生から、外国人の日本の大学の教員の任用を推進すべきであるという趣旨の御質問を受けまして、当時の福田総理から、今後検討していきたいという答弁があったのが恐らく国会で取り上げられた最初の時点ではないかと思ひます。それ以来、私も文部省内部でいろいろ検討し、特に公務員制度全体との

整合性の問題につきまして内閣法制局等といろいろ具体的な詰めを行ってきたというのがその後の経過でございます。

何度かお尋ねがございましてお答えをしたわけでございますが、国立大学ないし大学の研究所について特に、外国人の教員を登用するということについては関係者に異論がないわけでございますけれども、研究所にいたしましては各省所管の研究所、たとえば農林水産省でございますとか通産省の研究所でございますといろいろ、研究機関として各省所管の研究所があるわけでございます。

それから、これらについてやはり外国人の研究員を登用すべきかどうかということについては、それぞれその研究所の設置目的なりに照らしていろいろと議論があるわけでございます。それらを全体を通じての法制化ということになりますと、各省庁とのいろいろなやりとりということが具体的にございまして、それらの点について必ずしも調整が今日までの間に十分整うことがなかったということがございまして。

したがって、関係者において異論のない国立大学ないし国立大学の研究所、共同利用機関等について積極的な対応をすべきではないかということからは従来から言われてきたわけでございます。それらの点について検討を進めてきたわけでございますが、一つは内閣法制局との間の議論のやりとりで、従来の外国人教師、講師制度のほかに外国人を正規の教員等に任用することについての具体的なメリットとしてはどういふ点があるかと、あるいは特に公権力の行使にかかわる法理との関連で、たとえば教授会の構成メンバーとしてその教授会の議決に加わるといふことにすれば、そこについてはやはり内閣法制局との間では議論があった点でございます。

前に、当時の真田法制局長官はその点を、公権力の行使に当たる部分を除外すれば特別の立法で可能ではないかという趣旨の答弁もされていたわけでございます。それらの点については、しかし内部でも議論の段階では、あるいは議決から除外

すべきかどうかというふうな点についていろいろと議論をしたわけでございますが、それでは実質的なメリットというものが出てこないのではないかと、あるいは、それをさらに積極的な姿勢で対応するならば、やはり自民党の文教部会で御検討願つて議員立法として、しかも速やかな対応をする方が望ましいのではないかと、いふようなことが議論をされました。議員立法で今日提案になったわけでございます。

なお先ほど、午前の際でございますが、御質疑がございましたように、従来大学局の抱えております法案関係で申しますと、放送大学学園法案の処理といふようなこともございましたことも事実でございます。

○河野委員 いろいろいきさつがあつたけれども、さつき大臣がお答えになったように、文部省とすればもう手を挙げてこの法案に賛成である、こう考えていいわけですね。しかし内閣といひますか、役所間のやりとりの中では、越えるハードルはなかなか高かった、こういうことに聞き取りました。そこで、それならば議員立法でということになったのだらうと思ひます。

提案者によつて伺ひますが、私は、こういう法案が一日も早くできることが望ましかったわけでございます。そして、こうした問題がなかなか文部省から提案できないということになれば、本来この種の法案はたとえば委員長提案でやるとか各党の共同提案でやるとか、そういう種類のものだったのでないかというふうにお思ひますが、提案者として、各党に呼びかけるとかあるいは委員長提案でこの委員会をいく、つまり、文部省が各役所間の縄張り争いの中でなかなか苦戦をしていくと、こうした法案を速やかに成立して実施に移すためには、文教委員会一致の委員長提案でいくというふうなことは、提案者としては全くお考えにならなかつたのでしょうか。

○石橋(一)議員 お答えいたします。

河野委員のお話を承り、ある意味では反省をい

たしているものでございますが、なかなか私ども経験の浅いものでありますので、とにかく覚がいろいろなことを論議いたしまして、それで出して、そして皆さん方の御協賛を得ればと、それだけを考えてきましたわけであります。これからのこともありますので、御注意を十分受けとめたい、こう思います。

○河野委員　非常に謙虚な御答弁で、かえってこちらが恐縮するわけですが、教育の問題は一党一派に偏さないことがいいということから考えますと、この手の法案はできることなら――

つまり議員立法でいくということでは、反対があつて対立すれば別でございますけれども、各党の合意が得られるものは各党合意の上の委員長提案でいくというようなことをこれから先もぜひお考えをいただいてはどんなものだろうかと考えたものですから、あえて一言申し上げたわけでございます。

そこで、先ほど同僚議員からいろいろ御質疑がございました、重複をいたしますから余り深追いはいたしませんけれども、大学局長からもお話があったように、真田さんの答弁以来懸案の問題があつて、今度も国家の意思形成にかかわる部分を除いて云々という、そういうものが法理としてあるよと一方で言いながら、この法案では明らかか、教授会の一票の行使は認める、こういうことになつてゐるわけですね。教授会における一票の行使を認めておきながら、こちらの法理によれば、学長、副学長、学部長ですか、それはいけなはい、しかし教授会の一票は認めるよ、その一票は認めるよというのは真田答弁を越えたものである、こういうことになつたわけですね。

提案者に伺いますが、学部長とか学長とかいふものが教授会の承認を得ずして――教授会の一票によつて学部長の公権力に対する判断というものが教授会の反対によつてはとまることだつてありますね。それから、教授会の一票によつてそれをやれということになることもあるわけですね。これはかなり公権力を左右する、そしてひいては国

家の意思形成に影響を与えるということに考えようによつてはなるのじゃないかと私は思いますが、この辺は実は非常に微妙なところだ、教授会における一票を認めるというなら、学部長だつて違わないのじゃないか、この辺は非常に微妙なところだと思ふですね。微妙なところでどちらにも考えられるというふうに思ふのですが、そう思ふていいですか。どちらにもとれるなと思つていいですか。どちらにもとれるのだけれども、しかしいまはとりあえずこうなんだ、こういうふうに理解していいですか。

○石橋(一)議員　お答えいたします。

第二條第二項において、合議制の機關の構成員、あるいは議決に加わることを妨げられないということで教授会に参画することを明文として認めてあるわけであります。

さて、そこから上の問題であります。学長、学部長の管理者としての日常のいろいろな仕事、そうしたことを全体を考えてみて、とにかくこまめなやつたということで、きょうの午前中からの答弁の中においてすでに明らかにいたしましたとおり、そのような事態の起こることが当然あり得るな、そうした場合は積極的に認めていくべきである、そんな考え方を持っております。

○河野委員　具体的な事態が起きないと実際はなかなかわからぬ問題だ、だから、わからぬ問題はあるだけ任せてしばらく様子を見よう、こういうこと、多少無責任と言えば無責任かも知れないけれども、非常に大学側を信頼していると言えれば信頼している、こういうかっこうになっていると思ふのだですね。

やってまず始めてみて、五年ほどやってみたら五年後にもう一回見直してみようじゃないか、そんな気持ちはありませんか。

○宮地政府委員　大変御示唆に富んだ御提案でございますまして、私どもとしても、この制度が実際に実施をされて、各大学におきます實際上の運用と申しますか、そういうことを十分慎重に見定めた上で、それらの点についても今後検討すべき課題ではないか、かように考えます。

○河野委員　もうちょっと踏み込んで見定めるのどのくらい時間がかかりますか。三十年もかかりますか、それとも三年あるいは五年ぐらいいいですか。一応見定めてみようというのに、一つめとを言ってください、何年くらい見定めたら大体わかるか。どうですか。

○宮地政府委員　大要むすかしいお尋ねでございますが、現実はこの制度に沿って各大学で外国人の任用というような実態がどれだけ出てくるものなのかそれらの点は、この制度を実施し、私どもとしてもちろんこの趣旨の徹底については各大学で十分理解を深めていただくようにするつもりでございます。

に對してどういふ人材を補充するかというふうな問題でございますが、大学自体が積極的に対応していただくことがまず第一に大事なことだと思っております。したがって、なるだけめどをというお話でございますが、私どもも、お尋ねがあつた点を十分踏まえましてめどを見定めることにしたい、かように考えております。

なるのなら、これだけではなくて、まだ方法があるべきことはたくさんあると思うのですね。大学の同士の交流もあるでしょう、いろいろな方法があると思うのです。

そのいろいろな方法の中の一つに、アメリカやヨーロッパの大学が日本へ進出するといいますが、日本に分校を設置したいなんという話がある。こちで聞こえてきますね。事実、日本で教育の場を開設した、しかしこれは大学としては認めないというのですか、認められないというのですか、というようなことがあつたように聞いておるのか。

でも、私はさっきの大田の御登舟のように、もし日本の教育あるいは學術研究というものを国際化しようということなら、そういうものを受け入れないという姿勢ではなくて、やはり受け入れていくという姿勢にならなければいけないのじやないかと思うのですが、いかがですか。

○小川国務大臣　大学の国際化ということが今日の趨勢とも申すべきことでございますから、これ

から先、外国の大学が日本の国内に別個に大学を設けるといふような事例がだんだん出てくるに違いないと思つております。

その際、学校教育法上、日本の国内で大学教育を行いますためには、大学として文部大臣の認可を受けることが必要でございます。これは、たとへ外国の大学の分校という形でありましても、十

学教育を行う場合は同様の扱いになるわけでございます。その際、教員あるいは施設の確保など十分の準備を整えた上で、期限——期限は開設年度の前々年度の七月三十一日となっておりますようでございますが、その期限までに認可の申請があつて、大学設置審議会における審査を経て、大学としての基準を満たすものであれば認可されるといふことといたしております。

うことになるわけでございます。

大学設置基準の運用の問題につきましては、国内の大学の設置との均衡から、外国の大学の分枠の設置についてだけ、これを弾力的に運用するということとは困難だ、こう申し上げざるを得ない。

○河野委員 私は、いまの大臣の御答弁では国際化社会に対応できない。つまり、向こうから日本にも分校を開こうという大学をむしろそれでは排除してしまふのじゃないか。

大学の設置基準と一言で言いますけれども、アメリカの分校を日本につくろうと思うときに日本の大学の設置基準全部を当てはめるといふのは、当てはめようとするれば、それは来るなというのに等しいのじゃないだろうか。安易に、外国の分校はもういいよ、ちょっとホテルの一室を借りてそこで五人か十人でやれば、まあ結構だよというほど私は大学を安易に考へてはいかぬと思いますよ。いかぬと思いますけれども、日本の大学の設置基準のように、いま運動場何坪なければいけないとか、文学部を開設しようと思うと八千冊以上の図書を持たなければいけないとか、校舎に隣接して、あるいはやむを得ない場合は少し離れてもいいそうですが、何坪以上の運動場を持たなければいけないとか、私はそんなことまでそれはアメリカのあるいはヨーロッパの大学が日本に分校をつくらうと思つてやってくる、設置基準はどうかと聞けば、これだけの運動場を持たなければいけない、生徒が何人いるときには何平米以上の面積を持たなければいけないとか、それから法学部の場合には図書館にある本は一万冊以上なければいけないとか、それは私は、外国のだけ優遇しろと無理に言うのじゃないのです。だけれども、外国に本校があつて、分校を日本につくろうというときに、日本の、つまり日本に本校をつくらうという大学の設置基準を当てはめて、そうでなきや認めないと言つたら、それは来るなというのに等しいのじゃないか。これは、下手をすれば一種の非関税障壁になりますよ。

もし大臣がおっしゃる通りに、それから石橋さん、あなたも関係あるが、本当に国際化を目指して、こういういま審議されているようないい法案をどんどん進めようというなら、外国から来る分校なんかに私はある程度、何も全然そういうものがなくていいというのじゃなくて、大学の設置

基準あるいは大学設置審議会が何かの中に外国の分校について審議する特別のグループがあつたていいのじゃないか。そして、それらについては、それはしかし、余り根柢な草みたいな学校ができて、学生みんな集めて、二年もたったら解散してなくなつたやつたなんというもので困るわけですから、それはやはりちゃんとしたものでなければいけないというよりはよくわかります。よくわかりますけれども、しかし、この日本の大学に当てはめて設置基準をこのまま全部外国の分校に当てはめて、これでなければ認可しませんと言つていたのでは、それは門を閉ざすのと同じことになりはしませんか。

現に、こういうことで外国から出てくる学校があると思ひますか。大学局長、どうですか、この設置基準を全部満たして出てくる外国の大学があると思ひますか。歴史的に見て、特殊な地域は別ですよ。私の言うのは、欧米先進国の中で、この設置基準に当てはまつて分校が進出してくる可能性があると思ひますか、どうですか。

○宮地政府委員 設置基準そのものにつきまして、たとえば校地の問題等、特に大都市を中心にして校地の確保というようなことなどが、設置基準についてなかなかむずかしいという問題は私も認識をしております。したが、これは私も課題として検討しなければならぬ事柄だとは考へておりますけれども、ただいま大臣から御答弁申し上げましたように、それでは外国の大学の場合について緩くしていいというわけにはまいらぬ点はあるかと思つております。

なお、大学を開かれたものとするためにいろいろ、たとえば単位の互換制度を積極的に進めることとでございまして、その他対応としては、従来から比べれば大学の全体の弾力化ということについては私も私も取り組んできておるつもりでございますし、また、臨調等におきまして、大学の制度その他について弾力化をもつと積極的にしろとか、あるいは国際化に積極的に対応しろ

ということは指摘もされている点でございまして、ただいまも申し上げましたように、設置基準全体の検討は、私も将来の検討課題としては考へなければならぬ課題かと考へております。

○河野委員 確かに設置基準はもう見直すべき時期に來ていると私も思ふのです。これはぜひ見直してほしいと思ふのです。

ただ文部省は、いまの答弁だと、私がお伺ひしているように、この設置基準では外国から——何れも外国資本で新しい大学をつくるという意味じゃないのですよ、私の言っているのは、アメリカなりヨーロッパなりにちゃんとした大学の本校があつて、その学校が仮に日本に分校をつくるというやうなことに、それにもこれを当てはめるというのでは、私は、それは来ないだろう、教育をそろばん勘定ではじいてはいけないけれども、普通、ざっとそろばんをはじけば、これに当てはめなければできませんよと言われれば、それはもう成り立たないと思ひますね。ですから、私は、日本の大学に対する設置基準ももうそろそろ見直すべき時期だと思ひますが、それと同時に、先ほど大臣が御答弁になったように、本間に學術、教育、研究、こういうものの国際化時代への対応を文部省が考へるなら、日本の大学の分校も外国に出ていくというのは出ていっていい。と同時に、アメリカの大学の分校が日本にできるというなら、それはいろいろむずかしい問題はあると思ひますよ、この教員の任用だってこれだけむずかしいのだから、だけれども、こんな単純な、何坪なければいけないとか本が何冊なければならぬなどというところで窓を閉じているような姿勢は、學術、教育、研究、国際化に対応できない。

どうですか、大臣、もう少し国際社会、国際的に対応する方法を考へられたらどうですか。

○小川國務大臣 設置基準はいわば最低の基準でございまして、せめてこれは満たしてもらわなければ困ると考へております。

ただ、御趣旨はよくわかります。私も御同感でありますから、弾力的に運用いたしますという答

弁を申し上げていいか後ろに聞きましたら、それは困るということでしたので、しからはようするか、さしあたって考へられますことは、設置基準そのものを改める、緩和するということで、それは結構なこととおっしゃっていただいたわけですが、御意見は十分理解をいたしておりますので、その御趣旨に沿つて研究をいたすつもりでございます。

○河野委員 どうも大学局長は大臣に対する物の言い方を少し気をつけてもらわないと、せっかく大臣のお気持ちを途中で変えるようなことがあるのはなほ遺憾ですね。大臣にそこで耳打ちするだけではなくて、一遍ひとつやってみましょうか。大臣は必要最小限度とおっしゃった。学生の入学定員百人の文学部と理学部、百人ずつ二百人定員で土地が何坪要りますか。校舎、運動場、何坪要りますか。必要最少限度かどうか、一遍説明してもらわなければ。

○宮地政府委員 文学部の学生入学定員百人、収容定員四百人の場合の面積といたしましては、三千三百五十五平米を基準として定めているものでございます。理学部の場合でございますと、五千七百八十五平米を要するというのが基準の定めでございます。

○河野委員 いまの答弁は校舎だけでしょう。それ以外に運動場も要するでしょう、講堂も要するでしょう。体育館も要するね。図書館もそれ以外につくらなければいけませんね。それが必要最小限とは思えないですね。インチキ言つてはだめですよ。では、それだけあれば認可しますか、いまの三千平米と五千平米だけあれば認可しますか、あなた。そうじゃないじゃないですか。それなら、認可できる必要最小限度の面積を言つてごらんないや。インチキ言つてはだめだ。何が必要最小限度か言つてみる。そんなことを言つてはだめですよ。

○宮地政府委員 校地につきましては、建物面積の六倍を基準と考へているわけでございます。ただ、先ほど申し上げましたように、今日の、特

に大都市におきましては校地の確保が、校舎面積に對してそれだけのものを確保するというに對しては、実態としてなかなか困難であるというように事情ももちろんあるわけでございます。したがって、大学設置基準については設置審議会の基準分科会で御検討を願う課題であるわけでございますけれども、もちろん、この基準分科会で御検討いただいたものとして今日この設置基準を定めているわけでございますが、設置基準を定めた以後の社会的ないろいろな周辺の変化とか、そういうようなことについては見直しということとは検討課題であるというぐあいに考えております。

○河野委員 いま非常にラフなお答えですけれども、私が申し上げた文学部の百人、理学部の百人の学生を入れる学校をつくらうと思えば、文部省の考える必要最小限度の面積だつて一万七千坪かそこら要りますよ。そんな面積、百人ずつ四年間ですから八百人になりますか、八百人の学生を入れるためにいま一万七千坪とか二万坪の面積を持たなかつたら大学の設置を認めませんというのとは、外国から分校をつくらうという人にとつては、それはできないということじゃないでしょうか。だから、日本が外国の分校を入れないのだというなら、私はそれでいいと思うのですよ。だけれども、入れることが日本の學術研究にいいというなら、大学設置基準の中に別枠を考えると、あるいは全体のレベルを下げるとか、外国からの分校システムについてどう対応するかという検討を大学設置審議会の中で一遍してみるとか、国際化に對應しようというなら、そういうことはもうそろそろ時期じゃないかというのが私の提案なんです。

私は何もこれに無理に入れるとか何とか言っているのじゃないですよ。法律を直す分は直されたい、それから大学設置審の中でそういうことを一遍考えてみたら——締め出そうというなら別ですよ。そういう変なのが入ってこられたら困るからなるべく入れないようにしろというなら

昭和五十七年八月十二日印刷

昭和五十七年八月十三日発行

別なんだけれども、大臣の御答弁を伺っていてもそういう自由に出たり入ったりする窓をあけておくということがいまや大事な時期に来たというなら、そうしてこの法律だつて本来は文部省でやりたかつたのだけれども他省がいろいろ言うからできなくて石橋さんの御苦労をかけた、こうおっしゃるのだから、そこまで積極的に国際化に對應しようというなら、これだけが国際化の道じゃないのだから、これは石橋さんに御苦労をかけたけれども、こつちは文部省が独自でやろうとか、そういうことはお考えになる時期じゃないかと思うのでございますが、大臣、もうちょっと踏み込んで御答弁いただけませんか。

○小川国務大臣 御意見はしかと承りました。御同感の点が多々ございますので、御期待の方向で研究させていただきます。

○河野委員 どうもありがとうございます。質問を終わります。

○青木委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○青木委員長 これより討論に入るのであります。別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

石橋一弥君外四名提出、国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○青木委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○青木委員長 ただいま議決いたしました本案に對し、佐藤誼君外四名より、日本社会党・公明党・国民会議・民社党・国民連合、日本共産党及び新自由クラブ・民主連合の共同提案に係る附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。本動議を議題といたします。提出者より趣旨の説明を求めます。佐藤誼君。

昭和五十七年八月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

○佐藤（誼）委員 私は、提出者を代表いたしました。ただいまの法律案に對する附帯決議案について、御説明を申し上げます。まず、案文を朗読いたします。

国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法案に對する附帯決議（案）

一 政府は、国立又は公立の大学等において教員に任用された外国人について、学長、学部長などの管理職への任用についてその方法を引き続き検討すること。

二 外国人教員の任期制については、大学管理機關の自主的判斷に委ねること。

三 政府は、外国人教員の任用が円滑に行われるよう、日本語の習得の機会の提供、処遇に對する特別の配慮など諸条件の整備に努めること。

右決議する。

以上でございます。その趣旨につきましては、本案の質疑応答を通じて明らかであると存じますので、案文の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。何とぞ御賛同くださいますよう、お願い申し上げます。

以上です。（拍手）

○青木委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

これより採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○青木委員長 起立総員。よつて、本案に對し、附帯決議を付することに決しました。

この際、附帯決議に對し、政府の所見を求めます。小川文部大臣。

○小川国務大臣 ただいまの御決議につきましては、その趣旨に十分留意し、検討いたしてまいりたいと存じます。

○青木委員長 なお、ただいま議決いたしました本案に關する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○青木委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○青木委員長 次回は、来る六日午前十時理事會、午前十時三十分委員會を開会することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後四時三十九分散會